

国に対する提案・要望に係る国の予算の状況等について

○平成23年 4月20日実施分（別添1）	1
○平成23年 7月26日実施分（別添2）	7
○平成23年10月13、20日実施分（別添3）	30
○平成23年12月20日実施分（別添4）	42

平成 2 4 年度

国の施策等に関する提案・要望

結果調べ

(平成 2 3 年 4 月 2 0 日実施分)

平成 2 4 年 1 月 2 0 日

鳥 取 県

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年4月20日実施分】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
1	雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の要件緩和について 【商工労働部】	厚生労働省	○東日本大震災による経済活動への影響が全国に広がっていることから、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金について、対象地域を全国に拡大すること。 ○東日本大震災の影響で経済活動が縮小した企業については、支給限度日数（現在は3年間で300日）の別枠を設けること。	・支給限度額の別枠（300日）が以下の事業主に対して平成23年5月に設けられた。 ①被災地事業主 ②被災地関連事業主（上記①の事業所等と3分の1以上の経済的関係） ③2次下請等事業主（上記②の事業主と2分の1以上の経済的関係）
2	提案中の地域雇用創造推進事業「とっとり雇用創造未来プラン」の採択について 【商工労働部】	厚生労働省	○鳥取県における雇用対策の充実・強化を図るために提案している地域雇用創造推進事業「とっとり雇用創造未来プラン」の採択について、格段の配慮をすること。	・平成23年5月13日に採択された。
3	被災企業への支援及び円滑な部材調達確保について 【商工労働部】	内閣府 総務省 経済産業省	○東日本大震災の影響を受けた企業の生産活動や被災した従業員の生活を維持・確保するため、被災企業が、一時的に生産活動の場を県外等他地域に移転する場合、企業及び従業員の負担を軽減する措置を講じること。また、この度の震災では、鳥取県を始め、被災地以外の企業活動にも支障が出ていることから、日本経済の再興に向けては、我が国の競争力を確保する視点から、地方経済の実情に応じた支援を講じること。	<p>【被災企業県外移転支援】</p> <p>○法人税特例措置（平成23年4月27日措置）</p> <p>◇被災代替資産の特別償却 - 被災資産（建物、構築物、機械装置、車両等）の代替取得資産の特別償却措置（※償却率：建物・構築物15%〔中小企業18%〕、機械装置・車両等30%〔中小企業36%〕）</p> <p>◇特定資産の買換え課税特例 - 被災区域内の土地を譲渡し、国内にある土地・建物等を取得する場合、圧縮記帳による課税繰り延べ措置（※繰り延べ割合100%）</p> <p>○不動産取得税軽減措置に係る財政措置（平成23年12月2日施行） - 被災企業等の負担軽減のため、不動産取得税の特例措置を講じた場合の交付税措置（減収額の75%を措置）</p> <p>【地域経済の実情に応じた支援】</p> <p>○総合特区関連（国費・全国）</p> <p>◇総合特区推進調整費 H24予算案 133.4億円 H23当初 151億円</p> <p>◇地域特区支援利子補給 H24予算案 1.6億円 H23当初 1.5億円</p> <p>◇次世代エネルギー技術実証実験 H24予算案 28億円 H23当初 32億円</p> <p>○革新的低炭素技術集約産業の国内立地推進 H24予算案 100億円 H23当初 71.4億円</p>
			○企業による住宅建材等の企業の在庫超過や買占め等を防止するため、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」に定める指定物資に、「住宅建材等」を指定し、企業の部材等調達の円滑化を図ること	・住宅建材等の部材調達難について、政府・業界団体による需給情報の監視・情報発信並びに合板等の輸入、国内生

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年4月20日実施分】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
			と。	産の早期回復などにより、県内でも平成23年6月頃にはほぼ供給が正常化。 ○住宅建設資材需給状況調査（実施主体）林野庁、経産省、国交省、環境省（調査）H23. 3/24～31（公表）H23. 4/5 ○合板需給情報交換会（参加機関）林野庁、合板工業組合連合会ほか6団体（開催日）H23. 4/20, 5/30, 7/14, 8/25 ○合板輸入平成23年5月（43万㎡）をピークに減少
4	観光業への風評被害対策について【文化観光局】	国土交通省（観光庁）	○観光業への風評被害を防止するため、震災被害を受けていない地域の安全性など、諸外国に対してきめ細かな情報発信を迅速に行うこと。	○訪日旅行促進事業「ビジット・ジャパン事業」H24予算案 49.3億円 ・直接の震災対策としては、東北・北関東インバウンド再生緊急対策事業が6.2億円予算化 ・事業内訳など詳細は引き続き情報収集。
5	県産農水産物を含む日本産食品への風評被害対策について【農林水産部】	農林水産省	○日本産食品の放射能汚染状況を早急に把握するとともに、安全性についての正確な情報を国内外へ迅速に発信するなどにより、国内はもとより輸出食品に対する風評被害への対応策を速やかに講ずること。	・各国の規制措置の解除について、ほとんど進展していない。 ・引き続き国の交渉状況等を注視しながら、必要に応じて要望する。
6	日本製品への風評被害対策及び輸出環境の整備について【商工労働部】	経済産業省	○放射性物質の影響について、正確な情報提供に努めることにより、日本製品に対する風評被害の抑制に全力で取り組むこと。 ○輸出相手国の日本製品に対する過剰な反応に対し、国家レベルで改善を求め、適正なルールのもと円滑な輸出ができるよう、早期に対策を講ずること。 ○輸出に当たり、相手国・地域から求められる放射能基準適合証明書が速やかに取得できるよう、国内の検査体制を整えること。併せて、放射能基準適合証明書の発行に係る費用について、中小企業に補助金を支給する制度を創設すること。	・国が指定した検査機関が行う輸出品に係る放射線量検査の検査料について一定率の金額を補助する制度「貿易円滑化事業費補助金」を創設。 H23-1次補正 7億円 H23-3次補正 13億円
7	原子力発電所における安全対策の強化について【危機管理局】	内閣府 経済産業省	○原子力発電所の事故に備える対応として、EPZ「防災対策を重点的に充実すべき範囲」（半径8～10キロ）を、より広範かつ適切なものに拡大すること。 ○鳥取県を、島根原子力発電所の関係隣接県として取扱い、より広範な地域に対して十分な安全対策、情報提供等が行われるようにすること。 ○今回の重大な原子力発電所の事故を踏まえ、「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」の各機能について、地震及び津波等に対する安全性向上に万全の対策を講ずること。 ○福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、直ちに施設の安全性を点検し、必要な安全対策を実施するよう、国において中国電力株式会社へ厳正な指導等を行い、その状況を鳥取県民に情報提供すること。	・UPZ（緊急時防護措置準備区域）の導入を前提に、以下のとおり平成24年度当初予算案に盛り込み済。 ○原子力発電施設等緊急時安全対策交付金【環境省原子力安全庁（仮称）】（増額） H24予算案 62.2億円 H23当初 文科省 5.6億円 経産省 25.9億円 - UPZ 30km圏内の道府県へのスピーディネットワークシステムの整備、原子力防災ネットワークシステムの整備、放射線測定器（サーベイメーター）、防護服、安定ヨウ素剤などの防災用資機材の整備、地方自治体が行う原子力防災訓練等に係る支援 など。

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年4月20日実施分】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
				<p>○原子力施設等防災対策等交付金〔環境省原子力安全庁（仮称）〕（新設） H24予算案 27.4億円 - 福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、新たな安全確保対策として、衛星携帯電話の整備、地域防災計画の見直し検討のための避難シミュレーションの実施などを対象。</p> <p>○放射線監視等交付金〔文部科学省〕 H24予算案 67.2億円 H23当初 50.5億円 - モニタリングポスト、テレメータの整備、土壌や水などのサンプリング調査 等</p>
8	日本海西部海域における地形・活断層調査について 【危機管理局】	文部科学省	○東北地方太平洋沖地震（海溝型地震）による大津波等により、甚大な被害を受けたことから、津波・地震対策の見直しが必要であるが、日本海西部海域の地形・活断層については調査及び評価がなされていないため、早急にこの地域の地形・活断層調査を実施すること。	
<p>〔文部科学省〕 ・平成24年2月の調査観測計画部会において来年度の調査箇所が選定される予定。現時点で調査箇所は未定。緊急性の高い太平洋側が優先となるため日本海側の調査は困難な状況。引き続き要望していく。</p> <p>〔国土交通省〕 ・津波地域づくりに関する法律に規定される基礎調査として県が行う地質等調査は、地域自主戦略交付金の充当が可能。ただし、同法の基礎調査については、国土交通大臣が定める基本指針に定めるところによることとされているが、同指針は未策定。</p>				
9	災害支援体制の充実・拡充について 【危機管理局・福祉保健部】	内閣府 総務省 厚生労働省	<p>○大津波や原発事故という未曾有の大災害にも的確な対処ができるよう、政府として一元的かつ強力に対応できる危機管理体制を整備すること。</p> <p>○被災地の復旧支援に要する経費や、災害救助法による被災都道府県への求償の対象とならない経費について、地方交付税等による確実な財政措置を講じること。</p> <p>○全国的な支援を一層進めるため、災害救助法の弾力的運用について引き続き柔軟に継続して行うこと。</p> <p>○被災都道府県から応援要請を受けた都道府県が行う救助を市町村へ委任する場合の法的位置づけの明確化を図ること。</p>	<p>・東日本大震災に関しては、特別地方交付税で措置される予定。</p> <p>・東日本大震災に関しては、厚生労働省から8度に渡って通知が発出され、弾力運用が示された。</p> <p>・東日本大震災に関しては、応援救助を行った県における当該県内市町村の求償手続きについて厚生労働省からの通知（平成23年3月29日付）で示された。</p>
10	教育分野における現行規制の緩和や支援措置について 【企画部・教育委員会】	文部科学省	<p>○被災地から遠隔地で、被災者を受け入れた際に、学校教育が円滑に受けられるよう、現行規制の緩和や支援措置を行うこと。</p> <p>○被災した生徒の就学機会の確保を図るため、私立学校が、被災地の生徒を受け入れた場合に、生徒が納めることになる納付金を全額国庫負担とすること。</p>	
<p>〔学級編成の変更〕 ・制度変更は行われず、該当校への加配措置が行われた。なお、本県では受け入れた児童・生徒数が少なく、加配措置は受けていない。</p>				

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年4月20日実施分】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
	<p>【こころのケア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県では受け入れた児童・生徒数が少なく、県内のスクールカウンセラーが中心となって対応しており、スーパーバイザーの派遣要望には至らなかった。なお、他県での派遣実績については確認できていない。 ・国の平成23年度第1次補正で「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が交付され、被災した幼児児童生徒に対する緊急的な就学支援を行うための財源が措置された。 			
11	学校施設における防災対策の強化について 【企画部・教育委員会】	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の耐震化について、各自治体、学校設置者が整備計画どおり全ての事業が実施することができるよう、国として十分な予算を確保すること。 ○私立学校の耐震化補助事業の充実・改善を図ること。 ○地震等の災害時の避難場所としての役割も果たしている公立学校施設において、避難場所としての機能充実を図るため、国として十分な予算を確保すること。 	<p>【学校施設の耐震化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公立学校分（国費・全国） H23当初 805億円 H23-1次補正 340億円 H23-3次補正 1,627億円 ・平成23年度に予定していた県内市町村の耐震化等の事業は全て採択された。 ○私立学校分（国費・全国） H24予算案 125.4億円 H23当初 51.8億円 ・平成23年度第3次補正（150億円）での対応を合わせると275.4億円を確保。 ・補助率等の制度改善はなし。引き続き要望していく。
12	地震防災緊急事業五箇年計画の緊急輸送交通管制施設の信号機電源付加装置の補助事業化による整備促進について 【警察本部】	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ○地震緊急事業五箇年計画の緊急輸送交通管制施設の一つとして整備している信号機電源付加装置（信号機用自家発電装置）については、警察庁の補助事業の対象外であるが、整備促進を図るため、補助対象事業に組み入れること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、国において社会資本整備重点計画の見直し作業が進められており、警察庁としては、平成24年度から補助対象事業として盛り込む方針となった。 （本県では、第4次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、平成24年度当初で3基を要求中。）
13	東日本大震災を踏まえたエネルギー政策について 【生活環境部】	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災を踏まえて、早急に今後のエネルギー確保策を示すとともに、太陽光発電やマイクロ水力発電など、再生可能エネルギー導入促進のための効果的な制度を構築すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー基本計画の見直しを総合資源エネルギー調査会で検討中。（平成24年夏頃を目処に策定予定。） ※平成24年の予算化状況は不明 ○再生可能エネルギー固定買取制度における買取価格、買取期間は未定。（平成24年3月を目処に決定予定。） ・引き続き要望する。
14	東日本大震災による被災者及び被災地域の支援に関連した確実な財政措置について 【総務部】	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者及び被災地域の支援に要する地方一般財源に係る確実な財政措置を講ずること。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・補正予算第1号により、早期復旧に向け年度内に必要と見込まれる経費を措置（災害救助費、災害廃棄物処理費、災害対応公共事業費、施設費災害復旧費等、災害関連融資、地方交付税増額等）4.0兆円 ・補正予算第2号により、当面の復旧対策に万全を期すための経費を措置（原子力損害賠償法関係、被災者支援関係、復興予備費、地方交付税増額）2.0兆円 ・補正予算第3号により、本格的な復興予算を措置（災害救助費、災害廃棄物処理費、公共事業費、災害関連融資、地方交付税増額、震災復興交付金、原子力災害復興経費、全国防災対策費等）9.2兆円 ・平成24年度当初予算では、通常収支とは別枠で整理し所要の経費を確保（震災復興特別交付税0.7兆円、緊急防災・減災事業0.6兆円） <p>【本県への特別交付税の措置状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災による被災者及び被災地域の支援に関連した経費は、災害救助法及び特別交付税で措置。（基本的に災害救助法対象外の経費が、特別交付税で措置。） 				

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年4月20日実施分】

(H24.1.20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
	<p>本県の東日本大震災に関連した被災地支援等に要した経費 約50百万円 ⇒うち、措置された特別交付税額 約47百万円 ※12月交付分までの実績。なお、3月にも追加交付がある見込み。</p>			
			<p>○被災地域以外も含めた地方交付税総額を復元し、地方の一般財源総額を確保すること。</p>	
	<p>【地方財政対応】 ○地方財政計画（対前年増減額） $\Delta 0.6$兆円 地方交付税 $+0.1$兆円 地方税 $+0.3$兆円（地方譲与税含む。） 一般財源総額 $+0.1$兆円</p>		<p>臨時財政対策債 $\Delta 0.03$兆円 財源不足額 $\Delta 0.6$兆円</p> <p>・東日本大震災の復旧・復興事業を別枠で整理するとともに中期財政フレームに基づき、地方一般財源総額及び地方交付税総額（特会出口ベース）が前年度を下回らなかったことは評価。 ・一方、地方財政総額の予見性を高める交付税率引き上げが実施されなかったことは引き続き課題として残されたままであり、また、依然として毎年財源不足対策として臨時財政対策債の発行に依存せざるを得ない状況は懸念すべきもの。 ・本県の交付税も、国の伸率に合わせれば臨時財政対策債を合わせた実質ベースで対前年並と見込まれるが、依然として三位一体改革により削減された交付税総額（本県においては約200億円）が復元されておらず、かつ地方の借入金へ依存し続けており臨時財政対策債の残高は増加の一途をたどっており（近い将来、臨時債が県債残高の半分に到達することが予測される。）、将来の県財政にとって大きな足かせになることが憂慮される。引き続き、交付税総額の復元と真水の交付税による配分を国に要望していく。 ・また、地方財政計画における投資的経費（単独）は減少（$\Delta 0.2$兆円）しており、インフラ整備の遅れた地方や地域経済にとって引き続き厳しい状況が続くことが懸念される。</p>	
15	<p>地域に活力を与える地域自主戦略交付金、社会資本整備総合交付金等の配分について 【企画部】</p>	<p>内閣府 国土交通省 農林水産省</p>	<p>○地域自主戦略交付金、社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金について、地域の実情に応じた事業の実施を可能とし、地域に活力を与える配分とすること。 ○地域自主戦略交付金について、本年度第2次配分以降の算定に用いる客観的指標やその算定方法を早急に明らかにすること。また、算定基礎数値などの情報公開を徹底し、透明性の高い制度とすること。 ○地域自主戦略交付金の客観的指標を用いた算定には、社会資本整備の遅れている地域や財政力の弱い地域などへの配慮を盛り込み、必要な交付金総額を確実に確保すること。</p>	<p>・平成24年度は当初、配分額を今年度の倍となる1兆円に増やし、配分先も市町村へ広げるとしていたが、野田首相の裁定で配分額を8,329億円（今年度5,120億円：沖縄分含む。）、対象拡大も政令指定都市に限ることとなり、今年度と比較して小幅な拡充に留まった。 ・また当初、平成24年度に導入するとされていた経常補助金について、現段階で地方自治体の裁量で用途を変えられる補助金が少ないとして、導入が見送られた。 ・対象事業は、平成23年度の8府省9事業から8府省18事業に拡大した。</p>

平成24年度

国の施策等に関する提案・要望

結果調べ

(平成23年7月26日実施分)

平成24年1月20日

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年7月26日実施分】

【最重点要望項目】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
1	地域主権・地方分権の確立に向けた体制の整備について 【企画部】	内閣府 総務省	<p>第1次一括法をはじめとする地域主権関連三法は成立したものの、全体として停滞している地域主権・地方分権改革について、昨年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱の原点に立ち返り、次の体制整備を着実に推進すること。</p> <p>○第2次一括法を早急に成立させ、基礎自治体への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しを行うこと。</p> <p>○国の出先機関を原則廃止することにより、国から地方へ大胆に権限・事務を移譲し、地域のことは地域で決め、活気に満ちた地域社会を実現することができるよう、国の関与を最小限にするよう見直すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方環境事務所やハローワークなど地方が求める国の出先機関の権限・事務を地方へ移譲すること。 ・地方へ「権限・事務」、「財源とスリム化した人員」をセットで移管すること。 <p>○全国都道府県が提案中の「アクション・プラン実現のための特区提案（公共職業安定所）」や「義務付け・枠付け廃止のための共同特区提案」を早期に実現すること。</p> <p>○「地域のことは地域で決める」という観点から、国、都道府県、市町村の役割分担を抜本的に見直すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会制度や義務教育における人事（発令・懲戒）と給与負担のあり方などについて、抜本的に再検討すること。 <p>○国から地方への事務の移管、権限移譲の受け皿として、自治体間で事務を共同処理するハイブリッドなサービス提供主体を創設するのに必要な制度改正を早急に実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県間、都道府県と市町村との間、市町村間で事務を共同処理する新たな中間的な自治体として、法人格を有する簡素で効率的な協議会「広域執行連合」（仮称）を創設するのに必要な制度改正を早急に実施すること。 <p>○上記の実現に当たっては、地方自治に関する諸課題を協議していく上で極めて重要な「国と地方の協議の場」において早期に協議開始し、国と地方の実効ある対話を積み重ねて行うこと。</p>	<p>【義務付け・枠付けの見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2次一括法が成立し、第3次見直しが閣議決定された（H23.11.29）。現在、平成24年度通常国会への提出に向け、地域主権戦略会議等で検討中。 <p>【国の出先機関廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年10月20日地域主権戦略会議等における野田総理の指示により、広域の実施体制について来年の通常国会への法案提出に道筋がつけられた。 ・しかしながら12月26日の地域主権戦略会議で、出先を集約して国の関与を温存させる案に対する結論を先送りするなど、地域主権改革推進に対する懸念も残る。 ・また、総理の指示で明確となった「広域の実施体制」以外（ハローワーク、直轄道路・直轄河川の移管等）は、国と地方の協議が事実上進んでいない。
2	真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について 【総務部】	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ○地方税財源の充実強化と偏在の是正をすること。 ○地方交付税総額を復元し、地方の一般財源総額を確保すること。 ○臨時財政対策債に依存することなく、全額を交付税措置すること。 ○地方環境税（仮称）等を創設すること。 ○子ども手当を全国国庫負担すること。 	

【国予算への反映状況等】

【税制改正（平成23年12月10日税制改正大綱）】

○地方税財源のあり方

- ・昨年と同様、地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収の安定的な地方税体系を構築することが明記された。
- ・また、地域主権改革と住民自治を推進・確立するため、地方の「自主的な判断」と「執行責任」の拡大の観点から、地域決定型地方税制特例措置の導入や税負担軽減措置等の見直しを行うとともに、引き続き改革に向けた検討を行うこととされた。
- ・今後、社会保障・税一体改革成案と併せて税制抜本改革の具体化の取りまとめに向けた検討を加速することが明記された。
- ・引き続き、地方税制の抜本的改革の早期実現に向けて国の動向を注視しながら、要望していく。

○地方環境税（仮称）

- ・揮発油税や軽油引取税等の「当分の間」税率は、平成24年度も引き続き維持することが示された。
- ・地方環境税については、平成23年度税制改正で積み残しとなっていた現行の石油石炭税に税率の約5割を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を段階的に導入することが示されたが、地方への譲与の仕組みは示されず、地方自治体の地球温暖化対策に係る財源を確保する仕組みを検討することを言及するにとどまった。
- ・今後も、地方の厳しい財政事情と地方自治体が地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進に果たしている役割を踏まえ、地方環境税（仮称）の創設や、車体課税の見直しについて国に要望していく。（なお、民主党税調の平成24年度税制改正重点要望で示された自動車取得税と自動車重量税の廃止については、平成24年度実施は見送られ、今後、民主党税調の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方を見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から見直しを行うことが明記されている。）

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年7月26日実施分】

【最重点要望項目】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等												
			<p>〔税制改正（平成24年1月6日社会保障・税一体改革大綱（素案））〕</p> <p>○地方税財源のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への第一歩として、消費税率（国・地方）を、平成26年4月1日から8%へ、平成27年10月1日から10%へ段階的に引上げを行い、引上げ分5%の国と地方の配分については、社会保障4経費の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じて配分することが明記され、地方の要望が一定程度反映された。 国 3.46%、地方 1.54%（地方消費税 1.2%、地方交付税 0.34%） ・また、地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方の見直しなどにより、税源の偏在性の小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが明記され、併せて、国・地方の税制全体を通じた幅広い検討を行うことも明記された。 ・なお、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、一体改革に併せて抜本的に見直すことが明記された。 ・引き続き、地方税制の抜本的改革の早期実現に向けて国の動向を注視しながら、必要に応じて要望していく。 <p>〔地方財政対応〕</p> <p>○地方財政計画（対前年増減額） $\Delta 0.6$兆円</p> <table border="0"> <tr> <td>地方交付税</td> <td>+0.1兆円</td> <td>臨時財政対策債</td> <td>$\Delta 0.03$兆円</td> </tr> <tr> <td>地方税</td> <td>+0.3兆円（地方譲与税含む。）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源総額</td> <td>+0.1兆円</td> <td>財源不足額</td> <td>$\Delta 0.6$兆円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の復旧・復興事業を別枠で整理するとともに中期財政フレームに基づき、地方一般財源総額及び地方交付税総額（特会出口ベース）が前年度を下回らなかったことは評価。 ・一方、地方財政総額の予見性を高める交付税率引き上げが実施されなかったことは引き続き課題として残されたままであり、また、依然として毎年財源不足対策として臨時財政対策債の発行に依存せざるを得ない状況は懸念すべきもの。 ・本県の交付税も、国の伸率に合わせれば臨時財政対策債を合わせた実質ベースで対前年並と見込まれるが、依然として三位一体改革により削減された交付税総額（本県においては約200億円）が復元されておらず、かつ地方の借入金へ依存し続けており臨時財政対策債の残高は増加の一途をたどっており（近い将来、臨財債が県債残高の半分に到達することが予測される）、将来の県財政にとって大きな足かせになることが憂慮される。引き続き、交付税総額の復元と真水の交付税による配分を国に要望していく。 ・また、地方財政計画における投資的経費（単独）は減少（$\Delta 0.2$兆円）しており、インフラ整備の遅れた地方や地域経済にとって引き続き厳しい状況が続くことが懸念される。 	地方交付税	+0.1兆円	臨時財政対策債	$\Delta 0.03$ 兆円	地方税	+0.3兆円（地方譲与税含む。）			一般財源総額	+0.1兆円	財源不足額	$\Delta 0.6$ 兆円	
地方交付税	+0.1兆円	臨時財政対策債	$\Delta 0.03$ 兆円													
地方税	+0.3兆円（地方譲与税含む。）															
一般財源総額	+0.1兆円	財源不足額	$\Delta 0.6$ 兆円													
3	<p>社会保障と税の一体改革について</p> <p>【総務部・福祉保健部】</p>	<p>内閣府 総務省 財務省 厚生労働省</p>	<p><社会保障・税一体改革成案に対する今後の方向性と進め方について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○決定された成案は、地方にとって目に見える具体的な前進はまだないことから、国と地方の議論を速やかに開始し、地方の意見や国民的な議論を踏まえた一体改革を実現すべきであること。 ○社会保障の財源確保にあたっては、社会保障4経費に限定することなく、社会保障全体を見据えた国と地方の制度全体のあり方と安定財源確保に向けた議論を行うべきであること。 ○具体的な財源を検討する際は、消費税だけの議論にとどまらず、財源保障機能のある地方交付税も含めて、全体として社会保障に対する地方税財源を確保すべきであること。 <p><社会保障制度改革の方向性について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援においては、全国一律の現金給付は国が責任を持って財源を負担し、現物給付は、地方の実情に応じた施策を可能とすること。 ○「障害者総合福祉法」（仮称）の制定にあたっては、障害保健福祉施策の実施に要する財源の安定的な確保を図ること。 ○国民健康保険、介護保険が持続可能な制度となるよう、抜本的な見直しを行うとともに、十分な財源措置を講じること。 													
	<p>【国予算への反映状況等】</p> <p>〔社会保障・税一体改革に関する今後の方向性等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年12月29日に開催された国と地方の協議の場で、地方単独事業の総合的な整理を踏まえた国と地方の役割分担について協議した結果、消費税（国・地方）の引き上げ分の税収配分の基礎として、制度として確立された社会保障4経費に加え、保健師等の現物サービスのマンパワーの person 費や障害者を対象とする地方単独事業など、社会保障4分野に則った範囲も含まれることとするなど、政府が示した案は、要望内容を一定程度反映したものととなった。 - 平成26年4月1日から消費税率（国・地方）を現行の5%から8%、平成27年10月1日から10%へ段階的に5%引き上げ - 国 3.46%、地方 1.54%（地方消費税 1.2%、地方交付税 0.34%） 															

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年7月26日実施分】

【最重点要望項目】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
			<p>・今後、社会保障・税一体改革大綱の決定を含めた国の法案化に向けた動向等を注視していくとともに、いわゆる消費税の逆進性の問題に対する低所得者への十分な配慮や、地方交付税で配分される場合の地域の偏在性への配慮等についても引き続き要望していく。</p> <p>【子ども・子育て支援】</p> <p>・国で現在検討中の「子ども・子育て新システム」は、「社会保障と税の一体改革」の中に位置付けられており、財源が不確定。「子どものための手当」について、国が責任を持った財源負担となっていない。また、地方の実情に応じた裁量権のあるサービスを担保できる財政スキームなどが未確定。年度内に成案を取りまとめ、通常国会に法案を提出予定。</p> <p>【障害者総合福祉法】</p> <p>・社会保障の全体像及び費用推計に当たって、障害者総合福祉法（仮称）に基づく財政措置も勘案することが必要。次期通常国会（平成24年3月目途）での法案提出に向けて検討が行われており、その動向を踏まえ引き続き要望していく。</p> <p>【国民健康保険】</p> <p>・平成23年10月24日に政務レベルの国と地方の協議が行われたが、社会保障・税一体改革案の議論が進まず、国の見直し案の詳細が示されない中での協議であったため具体的な協議にならなかった。</p> <p>・国保財政の都道府県単位化を円滑に進めるため定率国庫負担（34%）の負担率を2%減じ都道府県調整交付金（7%）の交付率を9%に変更（子ども手当財源協議関連）</p> <p>【介護保険】</p> <p>・一体改革の議論は進行中であり確定した内容の情報はない。引き続き検討の推移を見守り、情報収集を継続する。</p>	
4	原子力発電所における安全対策の強化について 【危機管理局】	内閣府 経済産業省	<p>○福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、国において地震及び津波等に対する施設の安全性を点検するとともに、中国電力株式会社へ必要な対策を実施するよう、厳正な指導等を行い、その状況を鳥取県民に情報提供すること。</p> <p>○今回、原子力発電所から30キロ以内の地域で避難等が指示されたことに鑑み、現在は8～10キロとされているEPZ「防災対策を重点的に充実すべき範囲」について見直しを行うとともに、関係隣接県の取扱いの広範囲化などの措置を講ずること。</p> <p>併せて、本県が島根原子力発電所における原子力災害発生時に緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）で開催される原子力災害合同対策協議会に参加できるよう措置を講ずること。</p> <p>○当該地域について、モニタリングポストの設置やスピードネットワークシステム端末の各自治体への設置等により、一層の監視体制や影響予測情報の提供体制を構築すること。</p> <p>○緊急避難時等に備えて、防護服、サーベイメーター等の広範な配備、原子力災害に対応する医療体制や避難体制の整備に要する経費については、国が負担すること。</p> <p>○中国電力株式会社に対し、自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結するよう指導すること。</p>	<p>・UPZ（緊急時防護措置準備区域）の導入を前提に、以下のとおり平成24年度当初予算案に盛り込み済。</p> <p>○原子力発電施設等緊急時安全対策交付金【環境省原子力安全庁（仮称）】（増額） H24予算案 62.2億円 H23当初 文科省 5.6億円 経産省 25.9億円</p> <p>- UPZ 30km圏内の道府県へのスピードネットワークシステムの整備、原子力防災ネットワークシステムの整備、放射線測定器（サーベイメーター）、防護服、安定ヨウ素剤などの防災用資機材の整備、地方自治体が行う原子力防災訓練等に係る支援など。</p> <p>○原子力施設等防災対策等交付金【環境省原子力安全庁（仮称）】（新設） H24予算案 27.4億円 - 福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、新たな安全確保対策として、衛星携帯電話の整備、地域防災計画の見直し検討のための避難シミュレーションの実施などを対象。</p> <p>○放射線監視等交付金【文部科学省】 H24予算案 67.2億円 H23当初 50.5億円 - モニタリングポスト、テレメータの整備、土壌や水などのサンプリング調査 等</p>

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年7月26日実施分】

【最重点要望項目】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
				<p>〔医療体制〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電施設等緊急時安全対策交付金62.2億円（前年度31.5億円）が計上されているが詳細不明。
5	日本海西部海域における地形・活断層調査について 【危機管理局】	文部科学省	○東北地方太平洋沖地震（海溝型地震）による大津波等により、甚大な被害を受けたことから、津波・地震対策の見直しが必要であるが、日本海西部海域の地形・活断層については調査及び評価がなされていないため、早急にこの地域の地形・活断層調査を実施すること。	
<p>〔文部科学省〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年2月の調査観測計画部会において来年度の調査箇所が選定される予定。現時点で調査箇所は未定。緊急性の高い太平洋側が優先となるため日本海側の調査は困難な状況。引き続き要望していく。 <p>〔国土交通省〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波地域づくりに関する法律に規定される基礎調査として県が行う地質等調査は、地域自主戦略交付金の充当が可能。ただし、同法の基礎調査については、国土交通大臣が定める基本指針に定めるところによることとされているが、同指針は未策定。 				
6	東日本大震災による被災者及び被災地域の支援に関連した確実な地方財政措置について 【総務部】	総務省	○被災者及び被災地域の支援に要する地方一般財源に係る確実な財政措置を講ずること。	
<ul style="list-style-type: none"> ・補正予算第1号により、早期復旧に向け年度内に必要と見込まれる経費を措置（災害救助費、災害廃棄物処理費、災害対応公共事業費、施設費災害復旧費等、災害関連融資、地方交付税増額等）4.0兆円 ・補正予算第2号により、当面の復旧対策に万全を期すための経費を措置（原子力損害賠償法関係、被災者支援関係、復興予備費、地方交付税増額）2.0兆円 ・補正予算第3号により、本格的な復興予算を措置（災害救助費、災害廃棄物処理費、公共事業費、災害関連融資、地方交付税増額、震災復興交付金、原子力災害復興経費、全国防災対策費等）9.2兆円 ・平成24年度当初予算では、通常収支とは別枠で整理し所要の経費を確保（震災復興特別交付税0.7兆円、緊急防災・減災事業0.6兆円） <p>〔本県への特別交付税の措置状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災による被災者及び被災地域の支援に関連した経費は、災害救助法及び特別交付税で措置。（基本的に災害救助法対象外の経費が、特別交付税で措置。） <p>本県の東日本大震災に関連した被災地支援等に要した経費 約50百万円 ⇒うち、措置された特別交付税額 約47百万円 ※12月交付分までの実績。なお、3月にも追加交付がある見込み。</p>				
			○国の震災復興財源捻出を目的に地方交付税総額の削減を行うことなく、地方の一般財源総額を確保すること。	※「2 真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について」を参照。
7	公共事業の総額確保と地域自主戦略交付金の見直しについて 【企画部】	内閣府 農林水産省 国土交通省	○鳥取県における3交付金（地域自主戦略交付金、社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金）の平成23年度配分限度額（第1次と第2次の合計）は、要望額265億円（市町村分を含む。）に対して配分額186億円（70.2%）、対前年度割合で87.6%（全国91.7%）と大変厳しい状況となっている。3交付金について、県、市町村の実情に即した公共事業が重点的かつ確実に実施されるための総額を確保すること。 ○地域が真に必要とする公共事業の総額が確保できるよう、内閣府が中心となって各省と連携を図り、3交付金全体について統一的な考え方のもと、配分を行うこと。また、地域自主戦略交付金の配分に当たっては、客観的な指標に加え、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方のニーズに配慮すること。 ○地域自主戦略交付金の自由度拡大と透明性を確保すること。 ○地方が自主的に余裕を持って対象事業を選定できるよ	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度は当初、配分額を今年度の倍となる1兆円に増やし、配分先も市町村へ広げるとしていたが、野田首相の裁定で配分額を8,329億円（今年度5,120億円：沖縄分含む。）、対象拡大も政令指定都市に限ることとなり、今年度と比較して小幅な拡充に留まった。 ・また当初、平成24年度に導入するとされていた経常補助金について、現段階で地方自治体の裁量で用途を委えられる補助金が少ないとして、導入が見送られた。 ・対象事業は、平成23年度の

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年7月26日実施分】

【最重点要望項目】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
			う、交付金の事務手続きスケジュールを早い段階から示すとともに、各省に予算を移し替えることなく内閣府に一元化するなど、スムーズな事業執行が可能となるよう、手続きの簡素化を図ること。	8府省9事業から8府省18事業に拡大した。
8	県内高速道路ネットワークの早期整備について 【県土整備部】	国土交通省	<p>○平成24年度供用予定箇所の確実な供用 『鳥取自動車道』の大原IC～西粟倉IC間について、公表された供用予定時期である平成24年度までに確実に供用させること。</p> <p>○平成25年度供用予定箇所の確実な供用 以下の箇所について、公表された供用予定時期である平成25年度までに確実に供用させること。 「駒馳山バイパス」――『鳥取豊岡宮津自動車道』 「鳥取西道路（鳥取IC～鳥取空港IC）」――『山陰道』 「中山・名和道路」、「名和・淀江道路」――『山陰道』</p> <p>○「山陰道」の平成20年代の県内全線供用 本県の根幹をなす東西軸の『山陰道』について、平成20年代に県内区間を全線供用させること。 特に以下の箇所については、所要の埋蔵文化財調査を集中的、計画的に実施するため、既に調査員を大幅に増員して調査体制を構築済であることから、予定どおり調査が実施できるよう、重点的な予算配分を行うこと。 「鳥取西道路（鳥取空港IC～吉岡温泉IC）」――『山陰道』 「鳥取西道路（Ⅱ期）」、「鳥取西道路（Ⅲ期）」――『山陰道』</p> <p>○地域高規格道路の整備促進 第一次的高速道路ネットワークを補完する地域高規格道路の1日も早い供用を図るため、重点的な予算配分を行うこと。 「岩美道路」――『鳥取豊岡宮津自動車道』 「倉吉道路」、「倉吉関金道路」――『北条湯原道路』 「鍵掛峠道路」、「江府道路」――『江府三次道路』</p> <p>○『米子自動車道』及び「米子道路」の4車線化 暫定2車線で供用中の『米子自動車道』及び「米子道路」の定時性・安全性の向上を図るため、早期に4車線化を行うこと。</p>	<p>○道路整備（国費・全国） H24予算案 13,251億円 （対前年比 0.99） H24要求額 13,723億円 （対前年比 1.02） H23当初 13,415億円</p> <p>◇直轄事業 H24予算案 11,851億円 （対前年比 1.00） H24要求額 12,259億円 （対前年比 1.04） H23当初 11,840億円</p> <p>◇補助事業 H24予算案 516億円 （対前年比 0.83） H24要求額 579億円 （対前年比 0.93） H23当初 621億円</p> <p>【全国ミッシングリンクの整備】 H24予算案 3,663億円 （対前年比 1.09） H24要求額 3,731億円 （対前年比 1.11） H23当初 3,376億円</p>
9	「境港」の日本海側拠点港選定と整備促進並びに「鳥取港」の整備促進について 【県土整備部】	国土交通省	<p>【重要港湾「境港」について】</p> <p>○「境港」を日本海側拠点港に選定すること。 ○「境港」における次の事業を直轄事業として重点的に整備すること。 ・中野地区 国際物流ターミナル整備事業〔新規事業〕 目的：原木輸送船の大型化やリサイクル貨物増加に対応する岸壁の整備 ・竹内南地区 複合一貫輸送に対応した貨客船ターミナル整備事業〔新規事業〕 目的：我が国唯一の環日本海定期貨客船や国際クルーズ客船に対応し、かつ国内物流ネットワークの拠点として機能する岸壁の整備 ・外港地区防波堤整備事業〔継続事業〕</p> <p>【重要港湾「鳥取港」について】</p> <p>○「鳥取港」における次の事業を整備促進すること。 ・防波堤（第1）及び防波堤（第2・第3）〔継続事業〕</p>	<p>○港湾整備事業（国費・全国） H24予算案 1,818億円 （対前年比 1.09） H24要求額 2,064億円 （対前年比 1.24） H23当初 1,666億円</p> <p>【日本海側拠点港選定】 ・平成23年11月11日に国土交通省より「国際海上コンテナ」、「外航クルーズ〔背後観光地クルーズ〕」、「原木」の3機能で選定。 ・「外港中野地区」国際物流ターミナル整備事業（直轄事業）が、新規着工事業として採択。（H24～28 85億円） ・「外港竹内南地区」複合一貫輸送に対応した貨客船ターミナル整備事業（直轄事業）については年度末に箇所付けされるため現時点では不明。 ・「鳥取港」も同様。</p>

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年7月26日実施分】

【最重要要望項目】

(H24.1.20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
10	再生可能エネルギーの導入促進について 【生活環境部】	経済産業省	○再生可能エネルギーの導入促進を図るため、インセンティブが働く内容となる全量固定買取制度の早期導入、イニシャルコストを低減するための財政支援策の充実を図ること。 ○太陽光、風力、バイオマスといった再生可能エネルギーを基幹エネルギーの1つに位置づけてエネルギー基本計画の早期見直しを行うこと。	・再生可能エネルギー固定買取制度における買取価格、買取期間は未定（平成24年3月を目処に決定予定）。 引き続き要望する。 ・基本計画の見直しを総合資源エネルギー調査会で検討中。（平成24年夏頃を目処に策定予定） ※平成24年の予算化状況は不明。
11	地球温暖化対策の充実強化について 【生活環境部】	農林水産省 経済産業省 環境省	○地球温暖化対策推進のために、温室効果ガス排出量削減に関する中長期的な目標や基本的な対策等が規定されている「地球温暖化対策基本法」を早期に成立させること。 ○二酸化炭素排出量削減のための社会システムとして、国内排出量取引の早期本格導入、国内排出権統一市場の構築に向けた措置並びにカーボンオフセットやカーボンフットプリントの普及拡大措置を構築すること。 ○二酸化炭素の吸収源である森林の整備・保全を進めるとともに、木質バイオマスや国産材利用拡大に向けた対策を講じること。	・地球温暖化環境基本法の具体的進展なし。 引き続き要望する。 【国内排出量取引、カーボンオフセット、カーボンフットプリントの普及拡大】 ○カーボン・オフセット及びオフセット・クレジット（J-VER）制度の推進事業【環境省】 H24予算案 9.1億円 H23当初 14億円 【森林の整備・保全、木質バイオマス拡大】 ○森林・林業・木材産業づくり交付金【農林水産省】 H24予算案 6.2億円 H23当初 16.1億円 ○再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金【経済産業省】 H24予算案 40億円 H23当初 35億円
12	電気自動車の普及拡大の推進について 【生活環境部】	経済産業省 国土交通省	○電気自動車の充電設備に対する国の補助事業を継続し、補助対象を設置工事費まで含めるよう拡充を図ること。 ○主要国道の道の駅及び高速道路のサービスエリア・パーキングエリアにおいて充電設備の計画的な整備を図り、電気自動車が快適に走行できる環境を整備すること。 ○使用中のガソリン自動車等を電気自動車に改造する場合に、その改造経費の一部を助成する制度を創設すること。	・電気自動車、PHV車等の導入、充電設備の設置者に対する助成は継続される。 ※充電設備設置工事費は対象外。 ○クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金【経済産業省】 H24予算案 292億円 H23当初 282.1億円 ・主要国道等の充電設備設置については具体的進展なし。 引き続き要望する。 ・電気自動車への改造経費の助成制度創設は具体的進展なし。引き続き要望する。
13	小水力発電施設の導入促進と規制等の緩和について 【農林水産部】	農林水産省	○東日本大震災の発生に伴い、農林分野においても再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、既存の農業用ダムなどの水力エネルギーを最大限活用した小水力発電施設が導入できるよう、土地改良法等の規制や手続きを緩和するとともに、導入補助制度の拡充や、安定的な電気の買取制度の早期実現を図ること。	・土地改良区が整備する場合、余剰電力の活用を土地改良区の管理運営費全体に充当することが可能となった。

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年7月26日実施分】

【最重点要望項目】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
14	日本製品への風評被害対策及び輸出環境の整備について 【商工労働部】	経済産業省	○放射性物質の影響について、正確な情報提供に努めることにより、日本製品に対する風評被害の抑制に全力で取り組むこと。 ○輸出相手国の日本製品に対する過剰な反応に対し、国家レベルで改善を求め、適正なルールのもと簡易な手続きで円滑な輸出ができるよう、各国への働きかけを積極的に行うこと。	・主要国で唯一、日本食品の輸入禁止措置をとっていた中国について、国家レベルでの交渉の結果、産地証明書を条件に加工食品や日本酒等の大半の食品の輸入を認められた。(10都県を除く。)
15	県産農水産物を含む日本産食品の輸出手続の簡素化に関する各国への働きかけ等について 【農林水産部】	農林水産省	○日本産食品の安全性について正確な情報を迅速に国内外へ発信し、早急に風評被害の改善に努めること。 ○産地に負担がかからないよう、文部科学省より協力依頼のあった「降下物」、「上水」の放射能モニタリング測定データの活用により、放射線検査証明を不要にするなど、輸出手続の簡素化に関して、各国への働きかけを積極的に行うこと。	・各国の規制措置の解除について、ほとんど進展していない。 ・引き続き国の交渉状況等を注視しながら、必要に応じて要望する。
16	生食用食肉の衛生基準等の法制化について 【生活環境部】	厚生労働省	○現在、食肉の生食による食中毒の予防は、国の通知で示された「生食用食肉等の衛生基準」に基づき実施しているが、法的強制力がないため、営業者ごとに食肉の衛生管理の内容に差異が生じており、国民の食の安全が確保できていない状況となっている。 については、国民の食の安全を確保するため、営業施設などの実態を十分調査し、食品衛生法に基づき実効ある措置を緊急に講じること。	・平成23年10月1日に食品衛生法に基づく、生食用食肉の衛生基準の規格基準が施行となった。 ・生レバーについても、国において取扱いを検討中。
17	黄砂問題に対する取組の推進について 【生活環境部】	外務省 環境省	○黄砂に関する実態解明調査・研究を推進すること。 ○発源地の砂漠化を防止するための対策・事業を推進すること。 ○東アジア諸国との連携を推進すること。	・越境大気汚染対策推進費として計上。国際連携等にかかる経費は大幅削減となったため、引き続き要望する。 H24予算案 2.8億円 H23当初 3.9億円
18	地域活性化総合特区への指定について 【商工労働部】	内閣府	○地方中小都市ならではの新たな成長モデルを構築するため、以下の取組を行う鳥取県西部圏域を地域活性化総合特区に指定すること。 ・これまでにない超小型(1~2人乗り)電動移動体(e-モビリティ)を用い、高齢者や商店街などに、人と暮らしを結ぶ新たな移動手段とライフスタイルを提供 ・再生可能エネルギー(太陽光、水力、バイオマス等)により災害時でも電力を確保できる地域マイクログリッドを市街地・中山間地において構築 ・米子市崎津地区で20MWh規模のメガソーラー事業を実施して自然エネルギーへのシフトを進め、将来的には地産地消による地域エネルギー自給率を向上 ・アミノインデックス技術の活用と個人健康情報の一元管理等により、地域ならではの安心・充実の予防医療を実現する健診型予防システムを構築	・現時点で国予算との関連なし。
19	ポリテクセンターの都道府県移管について 【商工労働部】	厚生労働省	○ポリテクセンターの地方への移管については、平成20年12月24日の閣議決定の趣旨を尊重し、地方にあらたな財政負担が生じることがないように必要な財源を国が恒久的に措置する制度を整備すること、また、職業訓練の内容を国が制限することなく地域の実情に応じて地方が独自に設定できること等、移管を希望する都道府県が、受け入れやすいように必要な見直しを行うこと。	・具体的な動きなし。 ・独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律が平成23年4月に施行されたが、法律に規定される都道府県へのポリテクセンターの移管条件は本県が示す条件と大きく異なることから、引き続き国に条件の見直しを要望する。

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年7月26日実施分】

【最重点要望項目】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
20	ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業の基金の積み増し・事業期間の延長について 【商工労働部】	厚生労働省	○ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業については、原則として平成23年度で終了することとされている。しかしながら、本県における雇用環境は改善傾向にあるとはいえ、5月の有効求人倍率は0.71倍に留まっている状況であり、加えて先般の東日本大震災により、一時帰休が相次ぐなど、県内企業にも多大な影響が生じている。さらには基金事業を活用した被災者の雇用の場の確保も必要となるなど、県内の雇用環境は大きく揺らいでいる。ついては、ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業基金の積み増し及び事業期間の延長を行うこと。 ○重点分野雇用創出事業により有期雇用した失業者を、引き続き正規雇用した事業主に対して、ふるさと雇用再生特別基金事業同様に、緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源として支給する奨励金を制度化すること。	・ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業の基金の積み増し及び事業期間の延長については、緊急雇用創出事業のうち重点分野雇用創出事業において国の第3次補正において基金の積み増しが措置されたが、その他は措置されなかった。 ・緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源として支給する奨励金の制度化については、措置されなかった。
21	雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の要件緩和について 【商工労働部】	厚生労働省	○雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の要件緩和の対象地域を全国に拡大すること、又は特例対象地域以外の事業主の要件を緩和すること。 〈特例対象地域〉 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県及び新潟県の災害救助法適用地域	・円高を受けた事業主への要件緩和を平成23年10月7日に実施。 - 生産量の確認期間短縮（最近3か月⇒1か月） - 生産量5%「減少」について「減少見込み」も対象に拡大。
22	農林漁業の就業及び定着促進対策の充実強化について 【農林水産部】	農林水産省	○『農の雇用事業』において制度を拡充するとともに事業継続すること。 ・助成対象者に、I J Uターナー者等の円滑な農業就業に必要な基礎技術研修を行う農地保有合理化法人等を追加。 ・研修支援期間の延長、助成対象経費の見直し及び助成額を増額。 ○『緑の雇用』現場技能者育成対策の林業就業促進施策の継続及び充実を図ること。 ・『緑の雇用』現場技能者育成対策事業の継続及び助成額の引き上げ、研修支援期間の延長及び募集時期の見直し、作業種区分を拡充（特用林産の追加）。 ○『漁業担い手確保・育成対策事業』等の漁業就業促進施策を継続すること。 ○県産農林水産物を活用する食品・木材関連産業の雇用対策支援制度（農林水産物加工業者等が行う規模拡大、新部門導入等に伴う新規雇用に対する支援施策）を創設すること。	・『農の雇用事業』の助成金額が月額10万円/月（前年度9.7万円）、最大2年間に拡充。また、農地保有合理化法人等が助成対象となった。 ○農の雇用事業（国費・全国） H24予算案 26億円 H23当 18億円 （新規就農総合支援事業136億円の内数、別途平成23年度第4次補正で23億円を計上） - 助成が期間の定めのない雇用に限定されていることから、引き続き要件緩和を要望する。 ○『緑の雇用』現場技能者育成対策 - 事業については継続されるものの、その他要望項目については具体的な動きなし。
23	新規就農者対策の充実強化について 【農林水産部】	農林水産省	○就農研修終了後の円滑な就農や多様化する就農希望者を受入れるため、研修期間中の農地・機械施設の取得容認や法人、農業後継者についても認定就農者として認めるなど、認定基準を改正すること。 ○新規就農者の初期投資を軽減するため「経営体育成支援事業」を継続実施するとともに、年度当初からの迅速な予算執行を行うこと。また、就農支援資金については必要な予算確保をすること。 ○就農希望者が円滑に農地や中古機械等が取得ができるよう、意欲ある農地保有合理化法人や農地利用集積円滑化団体が行う農地情報等の集約、活用に係る人的、財政的負担を軽減すること。	・就農前の研修期間2年間と就農後の5年間、就農時に45歳未満で、地域マスタープランに位置づけられる者に対して、年間150万円の青年就農給付金を給付。 ○新規就農総合支援事業（国費・全国） H24予算案 136億円 H23当初 0円 ○経営体育成支援事業（国費・全国） H24予算案 63億円 H23当初 71億円

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年7月26日実施分】

【最重点要望項目】

(H24.1.20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
24	沖合底びき網漁業の構造改革施策の充実について 【農林水産部】	農林水産省	○担い手代船取得リース事業は平成17年度の制度改正で補助率が大幅に削減され、もうかる漁業創設支援事業は本年度で終了することになっており、今後の代船建造が憂慮される状況となっている。 ○ついては、「担い手代船取得リース事業」の補助率アップと平成23年度に終了する「もうかる漁業創設支援事業（モデル船による実証事業）」を継続・拡充されたい。 ○なお、漁船リニューアルについては、実証化されたモデル事業を普及・定着していくための新たな支援制度を創設されたい。	・国は、 ①担い手代船補助率アップは困難 ②もうかる漁業創設支援事業は継続実施に向け予算確保する ③国は漁業者個人向け支援はできないため、漁船リニューアルについてはもうかる漁業創設支援事業で対応願うとの姿勢 ○漁業経営体質強化対策事業（30億円） （もうかる漁業創設事業既存基金の積み増し）
25	斐伊川水系中海の水質改善について 【生活環境部】	国土交通省 環境省	○浅場造成、植生帯の復元など、中海（湖沼法指定湖沼）における具体的な水質浄化対策を積極的に推進すること。 ○湖沼の水質改善に資する汚濁機構解明等の調査研究を推進すること。 ○湖沼法指定湖沼において、湖沼水質保全計画などに基づき県や市町、各種民間団体が実施する事業に係る財政支援を拡充すること。	
<p>【観測体制の強化、浅場造成等水質浄化対策の積極的推進】 ○都市環境整備事業 [国土交通省] H24予算案 228億円 - 現時点で中海に関連して配分される予算の具体的な情報は不明</p> <p>【汚濁メカニズムの解明】 ○湖沼流域水循環健全化事業 [環境省] H24予算案 0.8億円 - 難分解性有機物や自然浄化活用事業等の調査予算、湖沼及び汽水湖（中海を含む）に係る検討会予算</p> <p>【湖沼法における地方自治体や民間団体等の財政支援】 ○湖沼水質保全施策枠組み再構築事業 [環境省] H24予算案 0.1億円 - 湖沼法改正に向けた検討を主とする検討会予算（具体的な検討項目は未定。）</p>				
26	斐伊川水系中海の護岸整備の推進について 【県土整備部】	国土交通省	○大橋川改修事業に伴い、米子・境港両市民の安全・安心を確保するため、中海湖岸堤の整備を促進すること。（短期整備箇所は概ね5ヶ年を目処に実施すること。） ○中海湖岸堤の整備箇所（短期整備：6箇所） ・整備完了：崎津漁港（H22完了） ・事業中：渡漁港（境港箇所）、米子空港南側（葭津箇所） ・未着手：貯木場、旗ヶ崎承水路、米子港	○治水事業（国費・全国） H24予算案 5,772億円 （対前年比 1.02） H24要求額 6,050億円 （対前年比 1.06） H23当初 5,687億円
27	国営中海土地改良事業の完了に向けた対応について 【農林水産部】	農林水産省	○国営中海土地改良事業に係る代替水源施設の維持管理費や管理者の決定について、地元関係者と平成23年度中に合意し、平成24年度には施設を事業計画どおりの予定管理者へ引き渡すこと。	・地元合意に向け、調整中。 ・国営中海土地改良事業を平成24年度まで工期延期 <事業費> ○国営中海土地改良事業 H24予算案 1.1億円 H23当初 4億円 ○国営造成土地改良施設整備事業（弓浜半島地区） H24予算案 3.1億円 H23当初 6.5億円

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年7月26日実施分】

【最重点要望項目】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
28	岡山大学病院三朝医療センターの存続について 【福祉保健部】	文部科学省	○岡山大学において将来のあり方の検討が始まっている三朝医療センターについて、県の中部圏域の医療と観光における役割に鑑み、現在の規模及び診療機能を維持しつつ、存続させること。	・平成23年12月19日の岡山大学の役員会において、岡山大学病院三朝医療センターの方針が決定。 ①平成24年4月1日で入院は休止するが、外来診療は継続 ②中部医師会に支援を要請し、温泉病院との連携を進める ③隣接する地球物質科学センターと研究を融合させる
29	北朝鮮当局による拉致問題の早期解決について 【総務部】	内閣府	○松本京子さんをはじめとするすべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため、首相の強いリーダーシップの下、政府一体となり毅然とした取組を行い、現在のこう着状態の打開を図ること。	○拉致問題対策費 12億円（今年度同額） ・拉致問題対策本部長（内閣総理大臣）からの「情報収集・分析・管理の強化」の指示を受け、更に広範な情報収集に重点。 ・本県として、引き続き、問題の解決に向けて要望活動等を行う。
30	2012年（第13回）国際マンガサミット開催に向けた支援について 【文化観光局】	文部科学省（文化庁） 国土交通省（観光庁）	○2012年の第13回国際マンガサミットの開催を支援すること。 ○まんがやアニメをテーマとした地域づくり、観光客誘致に向けた取組を支援すること。 ○まんがやアニメに関する産業育成・人材育成に関する取組に対し支援すること。 ○まんがやアニメの関連イベントの実施など、地域活性化の取組に対し支援すること。	○地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ H24予算案 32.2億円 ○メディア芸術の振興 H24予算案 11億円 ・支援対象など詳細は引き続き情報収集。
31	世界ジオパークネットワーク加盟後の取組への支援について 【文化観光局】	文部科学省 国土交通省（観光庁） 環境省	○ジオパーク自体の普及啓発と国内加盟地域の国内外へのPRを行うこと。 ○ジオパークに親しむ観光の充実や教育活用の促進に関する取組へ支援を行うこと。 ○ジオパークエリア内の施設整備等に係る権限と財源を関西広域連合へ委譲すること。	・具体的な動きなし。 ・国の出先機関の地方移管については内閣府において制度設計が行われているが具体的な情報はなし。 ・引き続き要望を行う。
32	スポーツツーリズム・エコツーリズムに関する支援について 【文化観光局】	国土交通省（観光庁）	○スポーツツーリズム・エコツーリズムを訪日旅行促進事業（ビジットジャパン）の主要施策として位置付け、地方の取組について積極的な参画・支援を行うこと。	○訪日旅行促進事業【ビジット・ジャパン事業】 H24予算案 49.3億円 ・事業内訳など詳細は引き続き情報収集。
33	学校施設の耐震化の促進について 【教育委員会】	文部科学省	○公立学校施設等における耐震化をはじめ、老朽施設の改修等各種事業について、各自治体が整備計画どおりにすべての事業を実施することができるよう、十分な予算を確保すること。 ○各学校の耐震化補助事業の充実・改善を図ること。 【公立小中学校】 ・「耐震補強」の補助率高上げの対象施設を耐震化が必要とするすべての建物へ拡充。（現行I s値0.3未満の建物） ・「改築事業」についても耐震補強と同様の補助率2/3へ引き上げ。（現行1/2） ・補助単価と実勢単価に乖離があり、実情に合った補助単価へ引上げ。 【公立高等学校】 ・地震防災対策特別措置法を見直し、その対象を公立高等学校へ拡充。 【私立学校】 ・私立学校施設整備費補助金及び私立幼稚園施設整備費補助金の拡充。 → 耐震化が必要な全ての建物について、耐震補強工事の補助率を2/3へ引き上げ。（現行I s値0.3未満：1/2、I s値0.3～0.7：1/3） → 耐震補強が必要で老朽化した私立中・高等学校の改築費用について補助対象とする。	【学校施設の耐震化】 ○公立学校分（国費・全国） H24予算案 1,294億円 H23当初 805億円 H23-1次補正 340億円 H23-3次補正 1,627億円 ・平成23年度第3次補正（1,627億円）での対応を合わせると2,921億円を確保。 ○私立学校分（国費・全国） H24予算案 125.4億円 H23当初 51.8億円 ・平成23年度第3次補正（150億円）での対応と合わせると2,921億円を確保。 ○防災機能強化のための補助制度拡充 避難所に指定されている学校における自家発電設備（据え置き式に限る）を新たに補助対象に追加（補助率1/3、

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年7月26日実施分】

【最重点要望項目】

(H24.1.20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
				下限400万円～上限2億円) ・補助率引上げ等の具体的な動きはなし。 引き続き要望する。
34	少人数学級の制度化について 【教育委員会】	文部科学省	○全学年における少人数学級実現等、新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画案の実現に向けて引き続き努力すること。 ○新学習指導要領の円滑な実施のために、新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画案に示された年次計画のうち、中学校における少人数学級を平成24年度から実施するよう再検討すること。 ○地方財源不足に対応した義務教育費国庫負担金の負担率、負担内容の見直しと、定数改善により必要となる校舎整備費等の財源措置をすること。	・小学校2年生の35人以下学級については、基礎定数化(4,100人)のための法改正は見送るものの、未実施の学級への対応(900人)を加配措置を行うことにより、実質的に実現。 ・今後の少人数学級の推進等について、「教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的におこなう」こと等について引き続き検討し、必要な措置を講じることについて文科、財務両省で合意。 ・制度化に向けて、引き続き要望する。
35	私立中学校に対する就学支援金制度について 【企画部】	文部科学省	○義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、国において就学支援金を支給するよう制度化すること。	・具体的な動きなし。 引き続き要望していく。
36	航空自衛隊美保基地における次期輸送機C-2(仮称)への機種変更について 【企画部】	防衛省	○航空自衛隊美保基地における次期輸送機C-2(仮称)への機種変更について事前協議の申入れを受けたところであるが、安全性や騒音など、基地周辺に与える影響について、地元両市(境港市及び米子市)の住民、関係団体等に対し、十分な説明を行うこと。	・生活環境整備、地域振興に充当できる特定防衛施設周辺整備調整交付金が平成23年度から、平成22年度に比較し、約2倍に増額された。
37	国内地方航空路線の拡充について 【企画部】	国土交通省	○平成25年度の羽田空港再拡張に伴う発着枠の拡大に際しては、国内路線に十分な規模の枠を確保し、米子・鳥取-東京便の増便等に活用できるよう、特に地方路線に優先的に配分すること。	・羽田空港発着枠拡大(第2次)については明確な内容、スケジュールは現時点においても示されていない。
38	国際地方航空路線の拡充に伴うCIQ体制の確保について 【企画部】	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省	○地方空港における新規国際航空路線や国際チャーター便の就航について、円滑な受入れを進めるため、十分なCIQ体制の確保と地方空港への柔軟な配置を行うこと。	
<p>・もっとも体制強化が望まれた入管について、地方の空港・港湾対応に配慮が見られた。</p> <p>◇法務省(入国管理) 【人員】入国管理に係る人員が増(地方入国管理局増員要求183に対し、増員118、減員△60(純増58)) 【予算】地方海空港に係る出入国審査体制等の強化1.7億円(皆増) -現時点で人員配置、予算配分など詳細は明らかになっていない。</p> <p>◇財務省(税関)-特記無し ◇厚生労働省(人・食品検査)-特記無し ◇農林水産省(動物・植物検査) -体制強化・充実とあるが詳細不明。予算上は減。</p>				
39	水道事業の震災対策に係る新たな補助制度の創設及び補助基準の緩和について 【県市長会】	厚生労働省	○震災対策の充実、強化を図るため、応急給水用機材の整備、水道管補修材料の備蓄に対しての新たな補助制度の創設、また、耐震性向上のために実施している老朽管更新に対する補助基準の緩和及び補助率の引き上げを行うこと。	・東日本大震災を教訓として、大地震の切迫性が高いと想定される地域では耐震化推進のための別枠予算が確保されたが、本県は対象外となっている。 ・また、補助制度の改正および新設については、現時点で行われない見込み。 引き続き要望する。

国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

【平成23年7月26日実施分】

【重点要望項目】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
1	DV加害者更生に向けたプログラムの国レベルでの早急な作成について 【福祉保健部】	内閣府	○DVの未然防止及び再発防止のため、DV加害者更生に向けたプログラムを早急に作成すること。	・具体的な動きなし。 引き続き要望する。
2	消費者行政活性化への財政的支援の継続について 【生活環境部】	内閣府 (消費者庁)	○平成24年度以降においても、地方消費者行政の充実・強化のための財源手当てについて継続的に配慮すること。 ○地方の実情を踏まえ、自主性を尊重した基金活用のため、条件緩和を図ること。	・具体的な動きなし。 引き続き要望する。
3	中山間地域における投票機会の確保について 【企画部】	総務省	○公職選挙法において、投票所の設置及び開閉時刻についての例外規定を設け、交通の不便な中山間地域などに限り、一の投票区域内で投票できる施設を複数追加して設け、一定の時間においては当該施設でも投票できるようにすること。 ○公職選挙法に規定する投票の手続について、その例外規定を設け、投票事務従事者が交通の不便な中山間地域を巡回して投票用紙を回収できるようにすること。 ○郵便による不在者投票を、交通の不便な地域の有権者も利用できるようにすること。 ○これらの措置が国政選挙・地方選挙を通じて実現できるよう、必要な財源措置を行うこと。	・具体的な動きなし。
4	消防団に対する財政措置の拡充について 【危機管理局】	総務省	○国が示す「消防力の整備指針」に準じて、市町村が十分な消防力を整備できるよう、普通交付税の単位費用の算定における消防団員数の基準を実態を踏まえて見直すなど、市町村消防に係る財政措置の充実を図ること。	・具体的な動きなし 引き続き要望する
5	「ふるさと納税」の促進について 【総務部】	総務省 財務省	○納税者にとってさらに使いやすい制度とするため、給与所得者の場合は、年末調整により控除できる仕組みを実現すること。 ○個人住民税の特例控除額の上限（個人住民税所得割額の1割）の引上げを行うこと。	【税制改正（平成23年12月10日税制改正大綱）】 ○年末調整化 ・引き続き実務的・技術的な観点から検討を行うこととされた。 国の議論の動向を注視しながら、引き続き要望する。 ○個人住民税の特例控除額 ・具体的な動きなし。 引き続き要望する。
6	文化芸術を素材とした地域振興に取り組む市町村への財政的支援の拡充について 【文化観光局】	総務省 文部科学省 (文化庁)	○文化芸術を素材とした地域振興を推進するため、文化芸術活動と連携して地域の活性化に取り組む市町村への財政的支援について、公共文化施設を活用した場合に限らず、遊休施設や街並み等を活用した場合にも拡充すること。	○地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ H24予算案 32.2億円 - 地方公共団体が実施する、芸術などを中心とした地域振興のための優れた事業を支援する制度の創設。
7	生活排水処理事業における国の窓口の一本化、維持管理費に対する財源の確保及び統廃合時の補助金返還免除について 【生活環境部】	総務省 農林水産省 国土交通省 環境省	○生活排水事業（公共下水道・農業集落排水・浄化槽・コミュニティプラント等）に係る国の窓口を一本化すること。 ○生活排水処理の公債費や維持管理費に係る財政支援を充実すること。 ○生活排水処理施設の統廃合時における補助金返還を免除すること。	・具体的な動きなし。 引き続き要望する。
8	朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨収集について 【生活環境部】	外務省 厚生労働省 経済産業省	○朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨を発掘し、遺族に返還すること。	・具体的な動きなし。 引き続き要望する。

国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

【平成23年7月26日実施分】

【重点要望項目】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
9	インターネット上における人権侵害の防止について 【総務部】	総務省 法務省	○インターネット上における人権侵害を防止するため、プロバイダ責任制限法の見直しなど実効性ある措置を早急に講じること。	・平成23年7月21日に総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、「プロバイダ責任制限法検証に関する提言」が取りまとめられ公表されているが、現時点での法改正の必要性は特段見受けられないとされている。 引き続き要望する。
10	人権救済制度の確立について 【総務部】	法務省	○人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速・円滑に行うため、地域の実態を十分把握し、地方自治体や関係各方面の意見を反映させた実効性のある救済制度を早急に確立すること。	・平成23年8月2日に法務省政務三役が「新たな人権救済機関の設置について(基本方針)」を取りまとめ公表された。江田法務大臣は「法案として仕上げるのに今年いっぱいかかるのではないか」と述べた。 引き続き要望する。
11	「総額裁量制」の柔軟な運用について 【教育委員会】	文部科学省	○平成16年度から総額裁量制が実施されているが、更なる運用の柔軟化を進め、地方自治体が必要としている次の職種について、義務教育費国庫負担金の対象職員に加えること。 〔特別支援学校：看護師、介助職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、司書〕	・具体的な動きなし。 引き続き要望する。
12	スクールカウンセラーの国庫補助制度の充実について 【教育委員会】	文部科学省	○スクールカウンセラー配置に関する国庫補助制度において、県立高等学校の配置制限を撤廃するとともに、必要性の高い定時制・通信制課程高等学校への配置について配慮すること。 ○進学先により教育相談体制に差が生じないように、私立高等学校に対する補助制度の充実についても配慮すること。 ○各地方公共団体がスクールカウンセラーを常勤職員として採用する場合にも国庫補助の対象となるよう、スクールカウンセラーに関する国庫補助制度を改善・拡充すること。 ○平成23年度の「スクールカウンセラー等活用事業」については、必要額が措置されない見込みとなっているが、各高等学校ともスクールカウンセラーの必要性が増大し、さらには、被災地からの生徒の受け入れ等も行っている現状において、学校現場の実態等を踏まえ、国庫補助の不足が生じることのない十分な予算措置を講じること。	・平成23年度事業については、追加での配分があり、必要額が確保された。 ・補助事業フレームについての具体的な動きなし。該当国庫補助金(学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金)については、平成24年度からの一括交付金化の検討がされていたが、平成24年度からの交付金化は見送りとされた。
13	特別支援教育の就学奨励制度の見直しについて 【教育委員会】	文部科学省	○各都道府県及び市町村の負担軽減を図るため、事務手続きの簡素化等柔軟な制度となるよう見直しを行うとともに、障がいのある児童生徒の実態や地域の実情に即した制度とするため、補助金の確保及び配分限度額の引き上げ等、制度の充実に努めていただくとともに、以下の経費を就学奨励制度の対象とすること。 1 点字の習得が難しい途中で失明した者に対して、教科書という本の形態でない録音図書(テープ等)を購入する経費 2 高等学校に進学した視覚障がいのある生徒に対して、拡大教科書を購入する経費 3 中山間地等の公共交通機関が発達していない地域における特別支援学校のスクールバスを運行する経費	・具体的な動きなし。 引き続き要望する。
14	発達障がいのある生徒に対する高校での指導支援の充実について 【教育委員会】	文部科学省	○高等学校における発達障がいのある生徒に対する指導・支援の充実に図るため、都道府県や高等学校の意見も聞きながら、以下の事項について配慮すること。 1 専門性のある支援員(特別支援教育支援員)の配置に係る財源措置 2 通級指導に類する実践における単位認定の弾力化	・具体的な動きなし。 引き続き要望する。

国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

【平成23年7月26日実施分】

【重点要望項目】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
15	奨学金債権回収に要する経費の財源措置について 【教育委員会】	文部科学省	○国庫補助に係る奨学金の返還金の回収において、専ら債権回収業務を行う職員の雇用や債権回収会社等へ回収業務委託を行った場合など、それに要する経費について、国も一定の負担を行うこと。	・具体的な動きなし。 引き続き要望する。
16	文化事業の実施に係る補助・支援制度について 【文化観光局】	文部科学省 (文化庁)	○財政基盤が脆弱な文化芸術団体が円滑に事業を実施するため、文化庁の財政支援制度について、前払いや概算払いを認めること。	・具体的な動きなし。 引き続き要望する。
17	三徳山の世界遺産登録に向けての取組について 【文化観光局】	文部科学省 (文化庁)	○三徳山の世界遺産登録に向けて暫定リストを拡充し、新たな遺産の追加登録を行うこと。 ○三徳山の調査・研究にかかる取組に対し財政支援を行うこと。	・具体的な動きなし。 引き続き要望する。
18	生活保護の級地制度及び生活保護受給者の自動車運転免許取得について 【福祉保健部】	厚生労働省	○生活保護の級地について、市町村の実態に即した適切な級地区分に見直すこと。 ○生活保護受給者の勤労意欲が強く、運転免許の取得が就職への可能性を高めると認められる場合には、免許取得経費を支給するよう、支給要件を緩和すること。	・具体的な動きなし。 引き続き要望する。
19	地域生活定着支援センターに対する支援について 【福祉保健部】	厚生労働省	○地域生活定着支援センターの業務が適切に遂行できるよう国庫補助金の十分な財源を確保すること。 ○生活基盤が確保できない刑務所出所者等の増加に十分な対応が困難である中、最終的には刑務所所在地の市町村が援助の実施者となり、過度な負担が生じているため、刑務所所在地の負担を軽減するよう、当該市町村に対する財政的支援を行うこと。	・セーフティネット支援対策等事業費補助金237億円の内数として計上。 ・具体的な動きなし。 引き続き要望する。
20	地域の実情に応じた障がい福祉サービスについて ①障がい者総合福祉法(仮称)の制定に向けた提言について 【福祉保健部】	厚生労働省	○薬物依存症リハビリ施設が安定した運営ができるよう公的支援を行うこと。 ○高次脳機能障がいの定義を法律上に明文化すること。 ○発達障がいの特性に応じた支援を行うための児童デイサービス、自立訓練などの障害福祉サービスを充実させること。 ○児童福祉法にかかる障がい児のサービス利用負担を見直すこと。 ○医療ケアの必要な重症心身障がい児・者の在宅生活を支援する障害福祉サービスを充実するとともに、医療型短期入所等にかかるコストに見合う報酬額を設定すること。 ○障害福祉サービスで義務的経費については、国庫負担基準額を廃止し、市町村が必要と認め実際に支弁した総費用額の1/2を国が負担すること。 ○強度行動障がい者への支援について、従前あった強度行動障害者特別支援加算に相当する報酬加算等を設定(復活)すること。また、強度行動障害者が自宅以外で生活する場所は、必ずしも施設だけでなく、ケアホームの方が合っている方もあることから、上記の加算は、ケアホーム(共同生活介護)サービスにも設定すること。	・具体的な動きなし。 引き続き要望する。 ・障がい者総合福祉法(仮称)の法案検討の動向を見ながら引き続き要望する。 ・具体的な動きなし。 引き続き要望する。 ・具体的な動きなし。 引き続き要望する。 ・具体的な動きなし。 引き続き要望する。 ・具体的な動きなし。 引き続き要望する。 ・具体的な動きなし。 引き続き要望する。 ・具体的な動きなし。 引き続き要望する。

国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

【平成23年7月26日実施分】

【重点要望項目】

(H24.1.20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
21	地域の実情に応じた障がい福祉サービスについて ②地域の実情に応じた障がい福祉サービスの提供と財源確保について【福祉保健部】	厚生労働省	<p>○地域生活支援事業に対して積極的に取り組めるように、地域生活支援事業国庫補助金の十分な財源を確保すること。</p> <p>○医師法等による資格を持たない介護職員に対し、例えば一定の知識・技能を習得させることを要件にすることなどにより、オストメイトの方の肌に接着したストーマ装具（パウチ）の取り替えを行うことができるように要件を緩和すること。</p> <p>○平成21年度に創設された施設外就労加算の金額を小規模な事業所でも対応できるように見直すこと。</p> <p>○通所サービス等利用促進事業について、送迎に関する費用等は報酬で評価されるよう見直すこと。</p>	<p>○地域生活支援事業 H24予算案 450億円 H23当初 445億円</p> <p>・具体的な動きなし。引き続き要望する。</p> <p>・プラス2%の報酬改定。 ・個別報酬の改定動向を見ながら引き続き要望する。</p> <p>・プラス2%の報酬改定。 ・通所サービス等利用促進事業は報酬に組み込むこととされた。</p>
22	介護報酬の適正化等について（人材定着・雇用確保対策）【福祉保健部】	厚生労働省	<p>○平成21年度、介護職員の報酬改定及び介護職員処遇改善交付金の創設が行われたものの、現場の人手不足を解消し雇用の場として活用するためには十分な処遇改善となっていないため、現場職員の能力や経験に応じた介護報酬を設定すること。</p> <p>○きめ細やかな介護サービスを実施するため、基準を上回る介護職員を配置している実情があることから、サービスの質に見合った介護報酬となるような制度を設定すること。</p> <p>○介護職員処遇改善交付金については、国においてもその制度のあり方を議論しているところであるが、平成24年度以降も引き続き交付金が措置される場合は、介護職員のみ限定されている交付金の対象範囲を見直すなど、介護現場に従事する職員の処遇改善策を検討すること。</p> <p>○平成23年度までの緊急雇用対策として行っている「現任介護職員等研修支援事業」等については、雇用確保に資する効果的な取組であるため、平成24年度以降も、同様の事業を継続すること。</p>	<p>・平成24年度からの介護報酬の改定は1.2%の増となり、介護職員処遇改善交付金が報酬に組み込まれたことにより、人材確保・定着に向け、恒久的な制度に繋がったものと評価。</p> <p>・現任介護職員等研修支援事業は雇用対策として平成24年度も継続となった。</p>
23	介護福祉士資格の取得に関する現任者対策について【福祉保健部】	厚生労働省	<p>○改正介護保険法が6月に成立し、当面3年間は猶予されることとなったものの、現任の介護職員が就業しながら600時間の養成施設研修を受講することは困難であるため、研修を受講しやすいものに再構築するなど、介護福祉士国家資格の取得が容易となるような支援策を講じること。</p>	<p>・検討の結果、450時間に短縮されることとなった。</p>
24	介護基盤緊急整備事業について【福祉保健部】	厚生労働省	<p>○国経済対策として創設された現在の基金制度は平成23年度で終了となるが、その後においても小規模特養や認知症グループホーム等の計画的な施設整備が必要であるため、現行の基準単価の維持や防災改修特別対策事業の継続等、所要の財源確保を行うこと。</p> <p>○別途、地域支え合い体制づくり事業分の基金も平成23年度で終了するが、地域住民が触れあえる交流拠点（鳥取ふれあい共生ホーム）の施設整備を図る上で効果的な制度であることや、地域で展開される各種の生活支援事業など、ソフト事業への活用要望が非常に高いことから、引き続き、所要の財源確保を行うこと。</p>	<p>○介護基盤緊急整備事業は平成24年度まで延長されるのに加え、基金が底を付いた都道府県に対しても、地域介護・福祉空間整備交付金を活用した支援を行う方向で、財務省と折衝が行われている。</p> <p>○また、地域支え合い体制づくり事業分の基金も平成24年度まで延長となった。</p>
25	子どもに対する手当の取扱いについて【福祉保健部】	厚生労働省	<p>○平成23年10月以降の子どもに対する手当の制度設計を早急に行うこと。</p> <p>○子ども手当、児童手当のような全国一律的なサービス提供については、国が責任を持って財源を負担すること。</p>	
<p>・児童手当法の改正により、「恒久的な子どものための手当」制度に移行するにあたり、費用負担を国：地方＝2：1とする。（※一部事業主負担あり）。3歳未満月額15,000円、3歳以上小学校修了前（第1・2子）月額10,000円、（第3子以降）月額15,000円、中学生月額10,000円を支給。所得制限（平成24年6月分から導入）の基準を年収960万円とし、該当者には月額5,000円を支給。</p> <p>・H22税制改正による地方財政の増収分については、①子どものための手当の地方負担（2,440億円、うち地方特例交付金1,353億円）②厚労省補助金等の一般財源化（1,841億円）③自動車取得税の減収を補填する地方特例交付金の減（500億円）などにより、地方の裁量を一定程度増やした形で、子育て、医療（国保）などの地方負担に振替。</p>				

国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

【平成23年7月26日実施分】

【重点要望項目】

(H24.1.20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
26	保育所における保育士配置基準の改善及び財源措置の充実について 【福祉保健部】	厚生労働省	○安心して子育てができる施策を進めるため、子ども手当による直接給付だけでなく、充実した保育環境を整備すること。 ○保育・幼児教育の質の向上を図るため、保育所における保育士の配置基準の改善及び適切な職員配置が可能となる必要な財源措置を行うこと。 (児童：保育士) 1歳児 6：1→4.5：1 3歳児 20：1→15：1 4歳児以上 30：1 → 20：1	・具体的な動きなし。 引き続き要望する。
27	小児医療費の負担軽減等及び特別医療費の助成に伴う国庫負担金の減額措置の見直しについて 【福祉保健部】	厚生労働省	○小児医療費について、自己負担割合の引き下げ等による、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ること。 ○市町村の特別医療費助成による国民健康保険療養給付費等に係る国庫負担金の減額措置を見直すこと。	・具体的な動きなし。 引き続き要望する。
28	病児・病後児保育施設の運営費に対する国庫補助要件の緩和について 【福祉保健部】	厚生労働省	○国庫補助基準額の引き上げを行うこと。 ○年間延べ利用児童数が1人以上10人未満の病児・病後児保育実施施設についても国庫補助対象とすること。	・具体的な動きなし。 引き続き要望する。
29	放課後児童クラブに係る補助制度の充実について 【福祉保健部】	厚生労働省	○国庫補助の基準額を実態に合ったものとし、多様な能力を持った指導員を活用できるように制度の充実を図ること。 ○障がい児の障がいの程度・人数に応じた適正な職員配置ができるよう必要な財源措置を行うこと。 ○厚生労働省が所管する放課後児童クラブと文部科学省が所管する放課後子ども教室推進事業と一体化し、利用者にわかりやすくするとともに、両制度を踏まえた事業の充実を図ること。	・具体的な動きなし。 引き続き要望する。
30	妊婦健康診査助成事業に対する支援について 【福祉保健部】	厚生労働省	○妊婦健康診査に係る地方公共団体の負担に対する確実な財源措置を行うこと。 ○妊婦健康診査臨時特例交付金事業終了後も地方公共団体が14回の公費負担を継続するために必要な財源措置を行うこと。	・平成23年度第4次補正で妊婦健康診査支援基金の積み増し・延長 181億円 (平成24年度末までの事業実施期限延長)
31	不妊治療支援対策の充実について 【福祉保健部】	厚生労働省	○不妊患者を対象とした不妊治療の保険診療適用を拡大すること。 ○特定不妊治療費の助成額を増額すること。 ○特定不妊治療費助成事業における所得制限を緩和すること。	・具体的な動きなし。 引き続き要望する。
32	子宮頸がんワクチン等の定期接種化と財政支援について 【福祉保健部】	厚生労働省	○子宮頸がんワクチン等の定期接種化について 予防接種法で定められている定期接種に、子宮頸がん予防のための「子宮頸がん予防ワクチン」、死亡や後遺症の残る可能性がある髄膜炎等の予防のための「ヒブワクチン」及び「小児用肺炎球菌ワクチン」、高齢者の肺炎防止等のための「肺炎球菌(23価)ワクチン」を定期予防接種の対象に追加すること。 ○予防接種費用に対する国の財政措置 すべての住民が地域間格差なく予防接種を受けることができるよう財政支援をすること。 ○効率的なワクチン接種の実施方法の推進について 効率的なワクチン接種が可能となるよう、混合ワクチンの開発促進を要望するとともに、現在医師の判断で可能となっている同時接種の取扱いを明確化し、運用しやすくするよう要望する。	・平成24年度予算案には、定期接種化に係る費用は未反映。 ※平成23年度第4次補正で、平成24年度末までの基金事業継続の経費が盛り込まれている。

国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

【平成23年7月26日実施分】

【重点要望項目】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
33	がん対策の推進について 【福祉保健部】	厚生労働省	<p>○がん拠点病院以外への院内がん登録の拡大への支援 院内がん登録の実施は、自施設におけるがん診療の実態把握に伴うがん医療水準の向上の取組み促進に有効であり、都道府県及び国のがん対策の推進に寄与するものであることから、がん拠点病院以外で院内がん登録を実施する病院を拡大するために必要となる経費について支援すること。</p> <p>○がん検診の実施状況把握のための制度化 県民全てを対象としたがん検診の実施状況等を評価するため、医療保険者など職域でがん検診を受診した者の報告を制度化するなど、県全体の受診状況を把握するための体制を整備すること。</p>	<p>・具体的な動きなし。 引き続き要望する。</p>
34	たばこ対策について 【福祉保健部】	厚生労働省	<p>○受動喫煙防止対策について、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の趣旨を踏まえ、国策として具体的にどう進めていくのか法案化も含めて検討すること。</p> <p>○若年者と妊婦の禁煙を促進するとともに、禁煙治療を受けたい住民に対して禁煙治療の保険適用が認められるよう、基準要件を緩和すること。</p>	<p>・具体的な動きなし。 引き続き要望する。</p>
35	ポルフィリン症の難病指定について 【福祉保健部】	厚生労働省	<p>○日光曝露により症状が悪化し、日常生活が大きく制限されるポルフィリン症患者の療養生活を支援するため、一刻も早い難病指定を行い、治療方法の確立に向けた研究や医療費助成の対象とすること。</p>	<p>・具体的な動きなし。 引き続き要望する。</p>
36	医師確保対策の推進について 【福祉保健部】	厚生労働省	<p>○医師臨床研修制度の見直しに当たっては、地方の医師不足の現状を改めて強く認識した上で、医師の都市・地方の偏在の解消等に資し、地域医療供給体制を確保できる改正とすること。</p> <p>○例えば、都市部の臨床研修医の募集定員数を削減することにより、研修参加希望者数と募集定員数の乖離を縮小すること。</p>	<p>・具体的な動きなし。 引き続き要望する。</p>
37	看護師確保対策の推進について 【福祉保健部】	厚生労働省	<p>○看護師の安定的な確保、定着を図り、看護師の処遇改善、職場環境整備のための施策を充実させること。</p> <p>1 診療報酬の見直しによる、各医療機関が夜勤回数制限や労働時間短縮など労働環境の改善、処遇の改善が行えるようにすること。</p> <p>2 訪問看護事業等における看護師の確保を図るための、報酬の見直し、看護師の処遇改善を行うこと。</p> <p>3 女性が大半を占める看護師が働きやすいように、院内保育所の施設整備・運営に対する助成制度を拡充すること。</p> <p>4 社会資源を有効に活用するための潜在看護師の状況把握及び再就業支援のための施策を充実させること。</p> <p>5 当面の慢性的な看護師不足に対応するため、医師・看護師との連携のもとで病院の介護職員による一定の医行為（たんの吸引や経管栄養）を可能とすること。</p> <p>6 看護師養成所の専任教員確保は非常に重要であり、国において責任を持って確保体制をつくること。</p>	<p>・1及び2について 診療報酬改定（本体） 改定率 +1.38% 医科 +1.55% 薬科改定等 改定率 Δ1.38%</p> <p>・3、4及び6について 具体的な動きなし 引き続き要望する。</p> <p>・5について 介護福祉士は、一定の条件のもとに診療の補助として喀痰吸引等が可能となるよう法改正がされた。しかし、病院の介護福祉士は対象外。引き続き要望する。</p>
38	医業類似行為の明確化について 【福祉保健部】	厚生労働省	<p>○医業類似行為の明確化、及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師でなければ業として行えない範囲を明確化すること。</p> <p>○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師以外の者が、業として行う医業類似行為によって生ずる被害から、国民の安全を守るために必要な対応を行うこと。</p>	<p>・具体的な動きなし。 引き続き要望する。</p>

国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

【平成23年7月26日実施分】

【重点要望項目】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
39	国民健康保険制度の基盤強化について 【福祉保健部】	厚生労働省	○国民皆保険の最後の砦である国民健康保険が、持続可能な制度となるよう、地方の実情に応じた基盤強化策を講じること。	・平成23年10月24日に政務レベルの国と地方の協議が行われたが、社会保障・税一体改革案の議論が進まず、国の見直し案の詳細が示されない中での協議であったため具体的な協議にならなかった。 ・国保財政の都道府県単位化を円滑に進めるため定率国庫負担(34%)の負担率を2%減じ都道府県調整交付金(7%)の交付率を9%に変更(子ども手当財源協議関連)
40	県立職業能力開発校の地方独立行政法人化について 【商工労働部】	総務省	○現行法では認められていない県立職業能力開発校の地方独立行政法人化を可能にすること。	・具体的な動きなし。
41	国内産業の地方分散の促進について 【商工労働部】	経済産業省	○大規模災害に備えたりリスク分散と地域主権・地方分権の確立に向け、今こそ国策として国内産業の地方分散施策を実施することで、地域間格差の解消と我が国の持続的な成長に貢献する地域の活性化を図ること。 ①大都市にある企業の地方分散を進めるため、地方への企業立地に対する優遇措置の実施 ②財政力が弱い自治体が独自に企業立地助成をする場合の財政支援措置の導入	・具体的な動きなし。 引き続き要望する。
			○「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」における地域間格差を考慮した制度運用を措置すること。 ①基本計画の終期の延長等による優遇措置の継続 ②市町村の固定資産税の減免に対する交付税措置について、計画地域全体の状況を勘案した制度への変更	・企業立地促進法の実施要領が一部改正(平成23年11月24日)され、 ①新たな基本計画の作成及び優遇措置が継続された。 ②交付税措置については現状維持であり、引き続き要望する。
			○地方における企業誘致を促進するため、「農村地域工業等導入促進法」に基づく地方税の課税免除等に対する交付税措置の適用(対象となる設備の新増設期間が平成21年12月31日で満了)について再度措置すること。	・具体的な動きなし。 引き続き要望する。
42	農産物貿易ルールの確立について 【農林水産部】	農林水産省	○WTO農業交渉においては、「多様な農業の共存」の理念のもと、米、乳製品などの基幹品目を守るため十分な数の重要品目を確保するなど、持続的な農業が可能となるよう交渉すること。 ○経済連携協定(EPA)、自由貿易協定(FTA)交渉については、我が国の国益にかなう交渉相手国を選定し、交渉すること。特に日豪EPA交渉においては、牛肉、乳製品等の重要品目が対象外となるよう、国益に十分留意して交渉すること。 ○TPP交渉については、東北地方太平洋沖地震の被害、影響が深刻かつ甚大であり、ただちに農業をはじめとする各産業も含めた国民的議論を十分に深めることが困難であるため、交渉参加の検討にあたっては、これらの状況を踏まえた上で慎重に議論を進めること。	・平成23年12月開催のWTO閣僚会議で森本政務官は、(7)高まる食料安全保障への国際的関心を背景に、多様な農業の共存を可能とする貿易ルールの重要性、(4)輸出規制・規律に対してより厳格なルールの必要性を主張。 ・これまでの日豪EPA交渉(13回)で日本側は関税や国境措置が不可欠であることを説明し、撤廃には応じられない旨主張。 ・WTO、EPA、TPPの各交渉の動向に応じて要望する。
43	コメ先物取引の試験上場に係る影響の把握について 【農林水産部】	農林水産省	○認可された(株)東京穀物商品取引所等の「コメ先物取引の試験上場」については、その影響を十分に把握し、継続の是非を適正に判断し、生産数量目標に沿った取引を行っている農家に悪影響を及ぼさないようにすること。	・具体的な動きなし ・平成23年8月8日の取引開始当初こそ出来高約3万tと活況を呈したが、現在は1/10程度に止まっており、上場メリットとしていた米価の客観的指標提示機能が働いているか疑問。試験上場期間は2年間であり、注視が必要。

国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

【平成23年7月26日実施分】

【重点要望項目】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
44	農地保有合理化事業の充実強化について 【農林水産部】	農林水産省	<p>○新規就農者や担い手への円滑な農地確保を進める上で、「農地保有合理化事業」の役割は大きく、その今日的意義と重要性を再認識し、一層の推進を図ること。</p> <p>○公的機関である農地保有合理化法人が一定の優良農地を中間保有し、農地利用集積円滑化団体等と農地情報を共有しながら農地の流動化を推進するために必要な予算確保を図ること。</p> <p>○農地保有合理化法人の業務運営体制の強化を図るため造成されていた強化基金の廃止が決定した中、その代替施策を講じるとともに、農地行政に携わるスペシャリストとして、農地保有合理化法人等における人材育成を推進すること。</p>	<p>○農地保有合理化促進事業 (国費・全国)</p> <p>H24予算案 9.7億円 H23当初 9.5億円</p> <p>・強化基金の代替施策が検討されておらず、引き続き要望する。</p>
45	鳥獣被害防止総合対策交付金の予算確保について 【農林水産部】	農林水産省	<p>○鳥獣被害防止対策を計画的、効果的に進めるため、事業の継続実施と国として十分な予算を確保すること。</p> <p>○被害防止の抜本的な対策の早期実施に向けて、調査研究をより一層強化すること及び広域連携に対する取組支援を強化継続すること。</p>	<p>・昨年度予算113億円の内100億円は、戸別所得補償制度の導入円滑化のための緊急対策枠として単年度限りの措置。しかし、野生鳥獣による被害の深刻化・広域化への対応に関する各県からの要望等を受けて、前年度とほぼ同規模の予算案となっている。</p> <p>○鳥獣被害防止総合対策交付金</p> <p>H24予算案 95億円 H23当初 113億円</p>
46	魚介類における農薬残留基準の早急な設定について 【農林水産部】	農林水産省 厚生労働省	<p>○ポジティブリスト制度導入に伴う残留農薬基準値の設定において、個々の農薬の特性を考慮し適正な基準となるよう早急にリスク評価を行い、見直しを進めること。</p> <p>○魚介類に対する農薬残留基準値については、水田での使用頻度の高い農薬から基準値の見直しが行われているが、畑地での使用頻度の高い農薬についても同様に見直しを進めること。</p> <p>○特に、東郷池周辺での使用頻度が高い以下の農薬について、魚介類における農薬残留基準値の設定を早急に進めること。(ダイアジノン、クロルピリホス、クレンキシムメチル、MEP、トリシクラゾール、シメトリン)</p>	<p>・要望した農薬のうち、クロルピリホスについては、食品安全委員会での審議が終了し厚生労働省の審議待ち、その他の農薬は、シメトリンを除いて、食品安全委員会で審議中。</p> <p>・引き続き基準値の早急な設定に向けて要望する。</p>
47	農地・水保全管理支払交付金(共同活動支援交付金)の継続について 【農林水産部】	農林水産省	<p>○平成19年度に創設された農地・水管理支払交付金(共同活動支援交付金)は、非農業者の維持管理活動への参加や、共同活動の活性化に大きく貢献しており、必要不可欠であることから、平成24年度以降においても事業継続すること。</p>	<p>・平成24～28年度までの対策として継続となった。</p> <p>H24予算案 175億円 H23当初 154億円</p>
48	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の期限延長について 【農林水産部】	総務省 農林水産省 国土交通省	<p>○「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限(平成24年3月31日まで)を5年間延長すること。</p>	<p>・特殊土壌地帯対策世話人国会議員懇談会を組織し、法延長に向け活動中。</p>
49	国営造成水利施設の維持管理支援施策について 【農林水産部】	農林水産省	<p>○国営造成水利施設の維持管理支援施策として、ダム等の水力エネルギーを最大限活用できる小水力発電施設が導入でき、土地改良区の管理運営費全体に充当できる支援制度を創設すること。</p>	<p>・土地改良区が整備する場合、余剰電力の活用を土地改良区の管理運営費全体に充当することが可能となった。</p>
50	造林公社に対する支援措置の拡充について 【農林水産部】	農林水産省	<p>○日本政策金融公庫借入金の元金償還について、都道府県が支援(原資の貸付け)を行う場合に対する国庫補助制度を創設すること。</p> <p>○松くい虫被害、生育不良などにより、不採算として位置づけた造林地に係る既往債務に対し、都道府県が支援(債務免除等)を行う場合に対する国庫補助制度を創設すること。</p>	<p>・具体的な動きなし</p>

国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

【平成23年7月26日実施分】

【重点要望項目】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
51	林業振興と木材の供給促進について 【農林水産部】	農林水産省	○今年度で終了する「森林整備加速化・林業再生事業」について、次年度以降も継続すること。	・平成23年度3次補正において措置（平成26年度までの3年間延長）されたが、木造公共施設の整備支援等の一部メニューについては継続されず。 ・木造公共施設の整備支援については同4次補正で措置
52	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立並びに新日韓漁業協定関連漁業振興対策事業の継続実施について 【農林水産部】	外務省 農林水産省 国土交通省	○暫定水域内での海底清掃及び交代利用を両国合意のもと実施できるよう、国レベルで調整するとともに、操業秩序及び資源管理方策を早急に確立すること。 ○また、日韓両国政府の責任により積極的に両国間協議の進展を図り、竹島の領土問題の解決により排他的経済水域の境界線の画定に全力を挙げること。 ○10年以上経過した現在もなお、暫定水域の設定による漁場喪失や韓国漁船の投棄漁具等による漁場荒廃が続いているため、新協定の影響を受ける漁業者に対し、中長期に及ぶ安定的な支援事業を継続して実施すること。	・国は、①引き続き違法操業する韓国漁船の取り締まり強化に取り組み、②領土問題に対する一貫した我が国の立場のもと、問題解決に向けて最大限努力するとともに、境界策定についても要求していく姿勢 ○韓国、中国等外国漁船操業対策事業（23億円、対前年比0.96）
53	漁港関係事業費の確保及び漁港航路・泊地しゅんせつ支援制度の更なる拡充並びにフロンティア漁場整備事業費の確保について 【県土整備部】	農林水産省 (水産庁)	○漁港関連事業を着実に実施するための十分な事業費を確保すること。 ○漁港の航路・泊地しゅんせつ工事に対する国の更なる支援制度を拡充すること。 ○フロンティア漁場整備事業について十分な事業費を確保すること。	○水産基盤整備事業（国費・全国） H24予算案 690億円 （対前年比 0.95） H24要求額 761億円 （対前年比 1.05） H23当初 724億円 ・漁港航路・泊地浚渫の支援制度の更なる拡充についての動向は不明。
54	安全安心な県土づくりのための事業費の確保について 【県土整備部】	農林水産省 (林野庁)	○県民がいきいきと安全に安心して生活するため、山地災害を防止するとともに、人家人命等を守る治山施設の整備を着実に進めるために必要な事業費を確保すること。（特に災害時要援護者関連施設関連、山地災害復旧関連） ○直轄治山事業の整備促進に必要な事業費を確保すること。 ・国有林直轄治山事業：大山南壁（三の沢地区ほか）	○治山事業（国費・全国） H24予算案 575億円 （対前年比 0.95） H24要求額 641億円 （対前年比 1.05） H23当初 608億円 ・国有林直轄治山事業と民有林補助治山事業との区分は不明。 ・治山関係予算としては、このほか農山漁村地域整備交付金（96億円）及び地域自主戦略交付金（6,754億円）の充てがある。 【対象事業】 ・予防治山 ・林地荒廃防止 ・共生保安林整備 ・治山施設機能強化 等
55	直轄河川事業費の確保について 【県土整備部】	国土交通省	○県民の洪水不安を一日でも早く排除するためには直轄河川の計画的な整備促進が必要であり、直轄河川事業費を十分に確保すること。 千代川：稲常箇所（堤防断面の拡大 *H25完成予定）、用瀬箇所（堰改修（流下能力向上）） 天神川：本泉箇所（橋梁改築（流下能力向上） *H24完成予定）、秋喜箇所（防災ステーション） 日野川：青木箇所（掘削（流下能力向上）） 斐伊川：中海湖岸堤（護岸整備）	○治水事業（国費・全国） H24予算案 5,772億円 （対前年比 1.02） H24要求額 6,050億円 （対前年比 1.06） H23当初 5,687億円

国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

【平成23年7月26日実施分】

【重点要望項目】

(H24.1.20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
56	直轄海岸事業費の確保について 【国土整備部】	国土交通省	<p>○国土、県土の消失を防ぐ対策として進められている弓浜半島の海岸侵食対策事業を促進するため、直轄海岸事業費を十分に確保すること。</p> <p>○皆生海岸 ・皆生工区：人工リーフ（施設改良） ・富益工区：人工リーフ、養浜（サンドリサイクル）</p>	<p>○海岸事業（国費・全国） H24予算案 209億円 （対前年比 0.94） H24要求額 234億円 （対前年比 1.05） H23当初 223億円</p>
57	砂防関係事業費の確保について 【国土整備部】	国土交通省	<p>○県民がいきいきと安全に安心して生活するため、人家人命等を直接守る砂防施設の整備を着実に進めるために必要な補助（交付金）砂防事業費を確保すること。（特に災害時要援護者関連施設、砂防災害復旧関連）</p> <p>○直轄砂防事業の整備促進に必要な事業費を確保すること。（大山南壁下流域、天神川流域）</p>	<p>○治水事業（国費・全国） H24予算案 5,772億円 （対前年比 1.02） H24要求額 6,050億円 （対前年比 1.06） H23当初 5,687億円 ・河川・砂防の区分は不明。 ・直轄・補助の区分も不明。</p> <p>○社会資本整備総合交付金（地域自主戦略交付金移行額を含む。）（国費・全国） H24予算案 14,395億円 （地域自主移行額含む 16,578億円） （対前年比 0.82(0.95)） H24要求額 18,356億円 （対前年比 1.05） H23当初 17,539億円 ・水の安全・安心交付金等の区分は不明。</p> <p>○地域自主戦略交付金（社会資本整備総合交付金からの移行額を含む。）（国費・全国） H24予算案 6,754億円 （対前年比 1.42） H24要求額 5,377億円 （対前年比 1.13） H23当初 4,772億円</p>
58	国の道路整備事業における埋蔵文化財発掘調査費用の原因者負担の明確化について 【教育委員会】	国土交通省	<p>○道路整備事業の実施主体者として、国が負担すべき経費を地方公共団体に転嫁することがないように、実態にそった取扱注意「直轄道路事業の建設工事に伴う埋蔵文化財の取扱について」（昭和46年11月建設省道一発第93号以下「取扱通知」という）の改正等を行うとともに、会計検査院等関係機関との調整を図ること。</p> <p>○制度改正が行われるまでの間については、経過措置として、現行の給与等の負担を継続すること。なお、制度改正が行われない場合でも、第一次的高速道路ネットワークが完成するまでの間は、激変緩和措置として現行の給与等の負担を継続すること。</p>	<p>・現在、国土交通省と文化庁で協議中。</p>
59	住宅・建築物の耐震改修補助制度の拡充について 【生活環境部】	国土交通省	<p>○耐震改修に係る補助率を引き上げること。</p>	<p>・補助率については変更がないため、引き続き要望する。（平成22年度限りとなっていた補助率拡充〔15.2%→23%〕が平成24年度まで延長。）</p>

国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

【平成23年7月26日実施分】

【重点要望項目】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	提出先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
60	総合的な鉄道の整備推進について 【企画部】	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○整備新幹線の整備が遅れている地方に対する在来線を含めた総合的な高速鉄道網の整備の方向性を示すこと。また、この方向性に基づいて、在来線の電化・複線化、フリーゲージトレインの導入・助成等により高速幹線鉄道網の整備を推進すること。 ○第三セクター鉄道に対し、輸送の安全を確保するために財政支援を拡充すること。 ○鉄道駅のバリアフリー化を円滑に進めるための財政支援を拡充すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備新幹線未着工区間については基本的な条件（費用対効果など）を精力的に検討するとされているが、山陰新幹線については記載無し。フリーゲージトレインは引き続き実用化に向けた技術開発の推進。 ・三セク鉄道に対する支援の予算措置の拡充はない。 ・バリアフリー化は平成32年度末に向けた基本方針に基づいた整備の推進を進めるが、制度拡充の予算措置はない。
61	中山間地域における生活交通支援の確保・充実について 【企画部】	総務省 国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○中山間地域の生活交通を守る観点から、平均乗車密度が低く不採算路線を多く抱える地方に対するバス補助金の要件の緩和や支援の充実を行うこと。 ○生活交通確保のために県及び市町村が行う方策に要する経費に対する特別交付税措置を維持すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助制度改正については予算上の措置はない。（要望の内容は制度改正が必要だが現時点で改正の有無などの方針は明確にされていない。） ・特別交付税措置の取扱いについては現時点で不明。
62	直轄事業における地元企業への優先発注について 【県土整備部】	農林水産省 国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○一層、地元企業へ優先発注すること。 ・建設工事における分離・分割発注を推進すること。 ・従来より県内企業の受注率が低い舗装工事について、分離発注を推進すること。 ・本店所在地を県内に限定する工事等について、対象金額や対象工事、対象業種を拡大すること。 ・建設工事における資材調達について、県産品を優先使用すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な動きなし。
63	外国人観光客誘致に係る地方への配慮について 【文化観光局】	国土交通省 (観光庁)	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人観光客誘致に意欲的に取り組んでいる地方への支援を強化すること。 （特に（重点的に）支援強化いただきたい事業） ・訪日旅行促進事業（デジタル・ジャパン事業）による積極的な情報発信 ・訪日外国人旅行者の受入環境整備への積極的な支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○訪日旅行促進事業【デジタル・ジャパン事業】 H24予算案 49.3億円 ○訪日外国人旅行者の受入環境整備事業 H24予算案 8.5億円 ・事業内訳など詳細は引き続き情報収集。
64	汽水域の湖沼における汚濁機構解明について 【生活環境部】	環境省	<ul style="list-style-type: none"> ○汽水域における水質改善のため、また、汚濁機構解明のため県内三大湖沼（湖山池・東郷池・中海）を研究のフィールドとして活用すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フィールドでの調査研究は実施しないとのこと。ただし、湖沼流域水循環健全化事業（0.8億円）の中で、平成23年度実施中の自然浄化活用事業（中海・海藻刈り）の効果を確認検討する予定。
65	廃棄物焼却施設改良事業への地方公共団体の財政負担の軽減について 【生活環境部】	環境省	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理施設の基幹的整備の改良に係る循環型社会形成推進交付金の採択要件の緩和を行うこと。 ○廃棄物処理施設の施設整備に係る予算額について、地方公共団体の要望額を確保すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要望内容の反映なし。 H24予算案 548億円（災害関連含む。） （対前年比 131.4%） H24予算案 372億円（災害関連含まず。） （対前年比89.2%） H23当初 418億円 （対前年比 89.2%）
66	大規模災害時等における対応能力の向上について 【危機管理局】	防衛省	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害時や国民保護措置の必要な事態等への対応能力を向上し、県民の安全を確保するため、本県への大型輸送ヘリコプターの配備と生物テロ等に対応する装備の充実を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛省の中期防衛力整備計画（平成23～27年度）に美保基地への大型ヘリコプター配備が盛り込まれなかったもので、当面実現は困難であるが、計画の見直し時等における配備実現に向けて、引き続き要望していく。

平成 2 4 年度

国の施策等に関する提案・要望

結果調べ

(平成 2 3 年 1 0 月 1 3、2 0 日実施分)

平成 2 4 年 1 月 2 0 日

鳥 取 県

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年10月13日・20日実施分】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	要望先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
1	地域主権・地方分権の確立に向けた体制の整備について 【企画部】	内閣府 総務省	<p>全体として停滞している地域主権・地方分権改革について、昨年6月閣議決定された地域主権戦略大綱の原点に立ち返り、次の体制整備を着実に推進すること。</p> <p>○第2次一括法の成立に伴う条例制定に必要な政省令の早期提示のほか、第3次の見直しに係る法案についても早急に提出すること。加えて保育所等福祉施設の「従うべき基準」の見直しをはじめとする実質的な地方への決定権の移譲となる更なる義務付け・枠付けの見直し及び権限移譲を推進すること。</p> <p>○国の出先機関を原則廃止することにより、国から地方へ大胆に権限・事務を移譲し、地域のことは地域で決め、活気に満ちた地域社会を実現できるよう、国の関与を最小限にするよう見直すこと。</p> <p>・地方環境事務所やハローワークなど地方が求める国の出先機関の権限・事務を地方へ移譲すること。</p> <p>・地方へ「権限・事務」、「財源とスリム化した人員」をセットで移管すること。</p> <p>○全国都道府県が提案中の「アクション・プラン実現のための特区提案（公共職業安定所）」や「義務付け・枠付け廃止のための共同特区提案」を早期に実現すること。</p> <p>○「地域のことは地域で決める」という観点から、国、都道府県、市町村の役割分担を抜本的に見直すこと。</p> <p>・教育委員会制度や義務教育における人事（発令・懲戒）と給与負担のあり方などについて、抜本的に再検討すること。</p> <p>○国から地方への事務の移管、権限移譲の受け皿として、自治体間で事務を共同処理するハイブリッドなサービス提供主体を創設するために必要な制度改正を早急に実施すること。</p> <p>・都道府県間、都道府県と市町村との間、市町村間で事務を共同処理する新たな中間的な自治体として、法人格を有する簡素で効率的な協議会「広域執行連合」（仮称）を創設するのに必要な制度改正を早急に実施すること。</p> <p>○上記の実現に当たっては、地方自治に関する諸課題を協議していく上で極めて重要な「国と地方の協議の場」において早期に協議開始し、国と地方の実効ある対話を積み重ねて行うこと。</p>	<p>【国の出先機関廃止】</p> <p>・平成23年10月20日地域主権戦略会議等における野田総理の指示により、広域の実施体制について来年の通常国会への法案提出に道筋がつけられた。</p> <p>・しかしながら12月26日の地域主権戦略会議で、出先を集約して国の関与を温存させる案に対する結論を先送りするなど、地域主権改革推進に対する懸念も残る。</p> <p>・また、総理の指示で明確となった「広域の実施体制」以外（ハローワーク、直轄道路・直轄河川の移管等）は、国と地方の協議が事実上進んでいない。</p>
2	真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について 【総務部】	総務省	<p>○地方税財源の充実強化と偏在の是正をすること。</p> <p>○地方交付税総額を復元し、地方の一般財源総額を確保すること。</p> <p>○臨時財政対策債に依存することなく、全額を交付税措置すること。</p> <p>○地方環境税（仮称）等を創設すること。</p> <p>○「子どもに対する手当」のあり方を見直しに当たり、早期に地方との協議を行うこと。</p>	

【国予算への反映状況等】

【税制改正】（平成23年12月10日税制改正大綱）

○地方税財源のあり方

・昨年と同様、地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収の安定的な地方税体系を構築することが明記された。

・また、地域主権改革と住民自治を推進・確立するため、地方の「自主的な判断」と「執行責任」の拡大の観点から、地域決定型地方税制特例措置の導入や税負担軽減措置等の見直しを行うとともに、引き続き改革に向けた検討を行うこととされた。

・今後、社会保障・税一体改革成案と併せて税制抜本改革の具体化の取りまとめに向けた検討を加速することが明記された。

・引き続き、地方税制の抜本的改革の早期実現に向けて国の動向を注視しながら、要望していく。

○地方環境税（仮称）

・揮発油税や軽油引取税等の「当分の間」税率は、平成24年度も引き続き維持することが示された。

・地方環境税については、平成23年度税制改正で積み残しとなっていた現行の石油石炭税に税率の約5割を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を段階的に導入することが示されたが、地方への譲与の仕組みは示されず、地方自治体の地球温暖化対策に係る財源を確保する仕組みを検討することを言及するにとどまった。

・今後も、地方の厳しい財政事情と地方自治体が地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進に果たしている役割を踏まえ、地方環境税（仮称）の創設や、車体課税の見直しについて国に要望していく。（なお、民主党税調の平成

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年10月13日・20日実施分】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	要望先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
			<p>24年度税制改正重点要望で示された自動車取得税と自動車重量税の廃止については、平成24年度実施は見送られ、今後、民主党税調の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から見直しを行うことが明記されている。）</p> <p>〔税制改正（平成24年1月6日社会保障・税一体改革大綱（素案））〕</p> <p>○地方税財源のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への第一歩として、消費税率（国・地方）を、平成26年4月1日から8%へ、平成27年10月1日から10%へ段階的に引上げを行い、引上げ分5%の国と地方の配分については、社会保障4経費の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じて配分することが明記され、地方の要望が一定程度反映された。 ・国3.46%、地方1.54%（地方消費税1.2%、地方交付税0.34%） ・また、地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方の見直しなどにより、税源の偏在性の小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが明記され、併せて、国・地方の税制全体を通じた幅広い検討を行うことも明記された。 ・なお、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、一体改革に併せて抜本的に見直すことが明記された。 ・引き続き、地方税制の抜本的改革の早期実現に向けて国の動向を注視しながら、必要に応じて要望していく。 <p>〔地方財政対応〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方財政計画（対前年増減額） $\Delta 0.6$兆円 ・地方交付税 $+0.1$兆円 ・地方税 $+0.3$兆円（地方譲与税含む） ・一般財源総額 $+0.1$兆円 ・臨時財政対策債 $\Delta 0.03$兆円 ・財源不足額 $\Delta 0.6$兆円 <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の復旧・復興事業を別枠で整理するとともに中期財政フレームに基づき、地方一般財源総額及び地方交付税総額（特会出口ベース）が前年度を下回らなかったことは評価。 ・一方、地方財政総額の予見性を高める交付税率引き上げが実施されなかったことは引き続き課題として残されたままであり、また、依然として毎年財源不足対策として臨時財政対策債の発行に依存せざるを得ない状況は懸念すべきもの。 ・本県の交付税も、国の伸率に合わせれば臨時財政対策債を合わせた実質ベースで対前年並と見込まれるが、依然として三位一体改革により削減された交付税総額（本県においては約200億円）が復元されておらず、かつ地方の借入金へ依存し続けており臨時財政対策債の残高は増加の一途をたどっており（近い将来、臨財債が県債残高の半分に到達することが予測される。）、将来の県財政にとって大きな足かせになることが憂慮される。引き続き、交付税総額の復元と真水の交付税による配分を国に要望していく。 ・また、地方財政計画における投資的経費（単独）は減少（$\Delta 0.2$兆円）しており、インフラ整備の遅れた地方や地域経済にとって引き続き厳しい状況が続くことが懸念される。 <p>〔子どものための手当〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども向け手当の財源負担問題をめぐり、関係関係と地方6団体の代表による「国と地方の協議の場」を開催し、以下のとおり大筋合意した。 ・児童手当法の改正により、「恒久的な子どもための手当」制度に移行するにあたり、費用負担を国：地方＝2：1とする。（※一部事業主負担あり）。3歳未満月額15,000円、3歳以上小学校修了前（第1・2子）月額10,000円、（第3子以降）月額15,000円、中学生月額10,000円を支給。所得制限（平成24年6月分から導入）の基準を年収960万円とし、該当者には月額5,000円を支給。 ・H22税制改正による地方財政の増収分については、①子どものための手当の地方負担（2,440億円、うち地方特例交付金1,353億円）②厚労省補助金等の一般財源化（1,841億円）③自動車取得税の減収を補填する地方特例交付金の減（500億円）などにより、地方の裁量を一定程度増やしたかたちで、子育て、医療（国保）などの地方負担に振替。 	
3	<p>社会保障と税の一体改革について 【総務部・福祉保健部】</p>	<p>内閣府 総務省 財務省 厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○国と地方の協議の場を速やかに開始し、地方の意見を十分に踏まえた改革を実現すること。 ○社会保障の財源確保の議論にあたっては、社会保障全体を見据えた制度全体のあり方と安定財源確保に向けた議論を行うこと。 ○消費税だけの議論にとどまらず、地方交付税も含めた地方税財源を確保すべきであること。 ○子ども・子育て支援においては、全国一律の現金給付は国が責任を持って財源を負担し、現物給付は、地方の実情に応じた施策を可能とすること。 ○「障害者総合福祉法」（仮称）の制定にあたっては、障害保健福祉施策の実施に要する財源の安定的な確保を図ること。 ○国民健康保険、介護保険が持続可能な制度となるよう、抜本的な見直しを行うとともに、十分な財源措置を講ずること。 	

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年10月13日・20日実施分】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	要望先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
				<p>【国予算への反映状況等】</p> <p>【社会保障・税一体改革に関する今後の方向性等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年12月29日に開催された国と地方の協議の場で、地方単独事業の総合的な整理を踏まえた国と地方の役割分担について協議した結果、消費税（国・地方）の引き上げ分の税収配分の基礎として、制度として確立された社会保障4経費に加え、保健師等の現物サービスのマンパワーの人員費や障害者を対象とする地方単独事業など、社会保障4分野に則った範囲も含まれることとするなど、政府が示した案は、要望内容を一定程度反映したものとなった。 平成26年4月1日から消費税率（国・地方）を現行の5%から8%、平成27年10月1日から10%へ段階的に5%引き上げ 国3.46%、地方1.54%（地方消費税1.2%、地方交付税0.34%） 今後、社会保障・税一体改革大綱の決定を含めた国の法案化に向けた動向等を注視していくとともに、いわゆる消費税の逆進性の問題に対する低所得者への十分な配慮や、地方交付税で配分される場合の地域の偏在性への配慮等についても引き続き要望していく。 <p>【子ども・子育て支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国で現在検討中の「子ども・子育て新システム」は、「社会保障と税の一体改革」の中に位置付けられており、財源が不確定。「子どものための手当」について、国が責任を持った財源負担となっていない。また、地方の実情に応じた裁量権のあるサービスを担保できる財政スキームなどが未確定。年度内に成案を取りまとめ、通常国会に法案を提出予定。 <p>【障害者総合福祉法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保障の全体像及び費用推計に当たって、障害者総合福祉法（仮称）に基づく財政措置も勘案することが必要。次期通常国会（平成24年3月目途）での法案提出に向けて検討が行われており、その動向を踏まえ引き続き要望する。 <p>【国民健康保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年10月24日に政務レベルの国と地方の協議が行われたが、社会保障・税一体改革案の議論が進まず、国の見直し案の詳細が示されない中での協議であったため具体的な協議にならなかった。 国保財政の都道府県単位化を円滑に進めるため定率国庫負担（34%）の負担率を2%減じ都道府県調整交付金（7%）の交付率を9%に変更（子ども手当財源協議関連） <p>【介護保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一体改革の議論は進行中であり確定した内容の情報はなし。引き続き検討の推移を見守り、情報収集する。
4	<p>公的資金補償金免除繰上償還制度の要件緩和措置について</p> <p>【総務部】</p>	<p>総務省 財務省</p>	<p>○公的資金補償金免除繰上償還制度について、さらなる公債費負担の軽減が図られるよう、以下のとおり要件等の緩和措置を講ずること</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政状況に関わらず全ての地方公共団体を対象とすること 対象とする残債の金利区分の5%未満への拡大 繰上償還実施後3年間の財政融資資金の新規貸付停止措置の撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な動きなし。
5	<p>原子力発電所における安全対策の強化について</p> <p>【危機管理局・福祉保健部・生活環境部】</p>	<p>文部科学省 経済産業省 (原子力安全委員会)</p>	<p>○福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、国において地震及び津波等に対する施設の安全性を点検するとともに、中国電力株式会社へ必要な対策を実施するよう、厳正な指導等を行い、その状況を鳥取県民に情報提供すること。</p> <p>○今回、原子力発電所から30キロ以内の地域で避難等が指示されたことに鑑み、現在は8～10キロとされているEPZ「防災対策を重点的に充実すべき範囲」について見直しを行うとともに、関係隣接県の取扱いの広範囲化などの措置を講ずること。併せて、本県及び関係市が島根原子力発電所における原子力災害発生時に緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）で開催される原子力災害合同対策協議会に参加できるよう措置を講ずること。</p> <p>○当該地域について、モニタリングポストの設置やスピーディネットワークシステム端末の各自治体への設置等により、一層の監視体制や影響予測情報の提供体制を構築すること。併せて、島根原子力発電所に係るスピーディの計算範囲を拡大し、鳥取県全域が配信図形に反映されるようにすること。</p> <p>○緊急避難時等に備えて、防護服、サーベイメーター等の広範な配備、原子力災害に対応する医療体制や避難体制の整備に要する経費については、国が負担すること。</p> <p>○中国電力株式会社に対し、自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなどを内容と</p>	<ul style="list-style-type: none"> UPZ（緊急時防護措置準備区域）の導入を前提に、以下のとおり平成24年度当初予算案に盛り込み済。 ○原子力発電施設等緊急時安全対策交付金【環境省原子力安全庁（仮称）】（増額） H24予算案 62.2億円 H23当初 文科省 5.6億円 経産省 25.9億円 - UPZ 30km圏内の道府県へのスピーディネットワークシステムの整備、原子力防災ネットワークシステムの整備、放射線測定器（サーベイメーター）、防護服、安定ヨウ素剤などの防災用資機材の整備、地方自治体が行う原子力防災訓練等に係る支援 など ○原子力施設等防災対策等交付金【環境省原子力安全庁（仮称）】（新設）

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年10月13日・20日実施分】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	要望先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
			<p>する安全協定を締結するよう指導すること。</p>	<p>H24予算案 27.4億円 - 福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、新たな安全確保対策として、衛星携帯電話の整備、地域防災計画の見直し検討のための避難シミュレーションの実施などを対象。</p> <p>○放射線監視等交付金〔文部科学省〕 H24予算案 67.2億円 H23当初 50.5億円 - モニタリングポスト、テレメータの整備、土壌や水などのサンプリング調査 等</p> <p>〔医療体制〕 ・原子力発電施設等緊急時安全対策交付金62.2億円（前年度31.5億円）が計上されているが詳細不明。</p>
6	<p>日本海海域における地形・活断層調査について 【危機管理局】</p>	文部科学省	<p>○東北地方太平洋沖地震（海溝型地震）による大津波等により、甚大な被害を受けたことから、津波・地震対策の見直しが必要であるが、日本海東縁部の評価の見直しと、現在までに調査及び評価が全く行われていない日本海西部海域の地形・活断層調査を早急に実施すること。</p>	
<p>〔文部科学省〕 ・平成24年2月の調査観測計画部会において来年度の調査箇所が選定される予定。現時点で調査箇所は未定。緊急性の高い太平洋側が優先となるため日本海側の調査は困難な状況。引き続き要望していく。</p> <p>〔国土交通省〕 ・津波地域づくりに関する法律に規定される基礎調査として県が行う地質等調査は、地域自主戦略交付金の充当が可能。ただし、同法の基礎調査については、国土交通大臣が定める基本指針に定めるところによることとされているが、同指針は未策定。</p>				
7	<p>東日本大震災による被災者及び被災地域の支援に関連した確実な地方財政措置について 【総務部】</p>	総務省	<p>○被災者及び被災地域の支援に要する地方一般財源に係る確実な財政措置を講ずること。 ○国の震災復興財源捻出を目的に地方交付税総額の削減を行うことなく、地方の一般財源総額を確保すること。</p>	<p>【国予算への反映状況等】</p> <p>・補正予算第1号により、早期復旧に向け年度内に必要と見込まれる経費を措置（災害救助費、災害廃棄物処理費、災害対応公共事業費、施設費災害復旧費等、災害関連融資、地方交付税増額等） 4.0兆円 ・補正予算第2号により、当面の復旧対策に万全を期すための経費を措置（原子力損害賠償法関係、被災者支援関係、復興予備費、地方交付税増額） 2.0兆円 ・補正予算第3号により、本格的な復興予算を措置（災害救助費、災害廃棄物処理費、公共事業費、災害関連融資、地方交付税増額、震災復興交付金、原子力災害復興経費、全国防災対策費等） 9.2兆円 ・平成24年度当初予算では、通常収支とは別枠で整理し所要の経費を確保（震災復興特別交付税0.7兆円、緊急防災・減災事業0.6兆円）</p> <p>【本県への特別交付税の措置状況】 ・東日本大震災による被災者及び被災地域の支援に関連した経費は、災害救助法及び特別交付税で措置。（基本的に災害救助法対象外の経費が、特別交付税で措置。）</p> <p>本県の東日本大震災に関連した被災地支援等に要した経費 約50百万円 ⇒うち、措置された特別交付税額 約47百万円 ※12月交付分までの実績。なお、3月にも追加交付がある見込み。</p> <p>※地方の一般財源総額確保については、「2 真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について」と同じ。</p>

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年10月13日・20日実施分】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	要望先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
8	台風12号によって被災した公共土木施設の復旧対策等について 【県土整備部】	国土交通省	○台風12号に伴う豪雨等により、県内各地で被災した河川、道路、砂防等の公共土木施設の復旧等に要する必要な経費を確保すること。	・早期復旧を図るため、平成23年度着工率85%、平成24年度着工率99%を目指している。 ・国費は進捗に応じて配分される見込み。 【県災害 平成23年度 約45億円（国費約30億円）、平成24年度 約9億円（国費約6億円）】
9	台風12号被害の復旧対策等について 【農林水産部・県土整備部】	農林水産省	○台風12号による大山国有林の被災箇所（川床橋付近）を早期に復旧すること。 ⇒ 主要観光地「大山（だいせん）」の観光に打撃。 ○森林作業道の復旧制度を創設すること。 ○森林作業道の復旧制度を創設すること。	・H23災害関連事業費を要求中であり、現在財務省と協議中。 川床橋付近 2.3億円要求
<p>・要望時には前向きに検討するとの趣旨の返答があったが、制度面での整理等に時間を要することのこと。 ・なお、平成23年度第3次補正で延長された「森林整備加速化・林業再生事業」の中に森林作業道の補修メニューが追加されたため、今後3年間は本事業で対応可能な見込み（林業専用道の本県内示額〔国費〕18億円の3.5%以内）</p>				
10	台風12号被害に係る特別交付税の措置について 【総務部】	総務省	○台風12号被害の復旧対策に係る特別交付税の措置について 9月2日から4日にかけて鳥取県を縦断した台風12号に伴う大雨等により、農地・農林業用施設、公共土木施設はもとより、農作物、文化観光施設等についても多くの被害が発生した。本県はこのような緊急事態を受け、台風被害に対するあらゆる復旧対策を講じなければならない。 ついては、この度の台風被害に係る緊急対応及び復旧対策経費に対する県及び市町村への特別交付税の措置について、格別の配慮をお願いしたい。	・台風12号及び15号の被害に対する特別交付税の措置については、3月交付分で適切に措置されるよう、特別交付税（特殊事情）ヒアリングにおいて改めて要望を行ったところ。（平成24年1月11日）
11	警察の人的基盤の整備について 【警察本部】	総務省 警察庁	○サイバー空間における「県民の安全と安心の確保」を目的とした、サイバー犯罪取締り等の捜査体制を構築するため、警察官を増員すること。 ○原発準立地県として平素からのテロ防止対策及び原発事故発生に係る災害対策を適正・的確に推進し、有事の際における迅速な住民の誘導避難等、体制の確立が重要であるため、警察官を増員すること。	・サイバー犯罪取締り等の捜査体制を構築するための増員7人 警察官政令定員 1,193 → 1,200人 ・災害対策のための増員はなし。
12	公共事業の総額確保と地域自主戦略交付金の見直しについて 【企画部】	内閣府 農林水産省 国土交通省	○鳥取県における3交付金（地域自主戦略交付金、社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金）の平成23年度配分限度額（第1次と第2次の合計）は、要望額265億円（市町村分を含む。）に対して配分額186億円（70.2%）、対前年度割合で87.6%（全国91.7%）と大変厳しい状況となっている。3交付金について、県、市町村の実情に即した公共事業が重点的かつ確実に実施されるための総額を確保すること。 ○地域が真に必要なとする公共事業の総額が確保できるよう、内閣府が中心となって各省と連携を図り、3交付金全体について統一的な考え方のもと、配分を行うこと。また、地域自主戦略交付金の配分に当たっては、客観的な指標に加え、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方のニーズに配慮すること。 ○地域自主戦略交付金の自由度拡大と透明性を確保すること。 ○地方が自主的に余裕を持って対象事業を選定できるよう、交付金の事務手続きスケジュールを早い段階から示すとともに、各省に予算を移し替えることなく内閣府に一元化するなど、スムーズな事業執行が可能となるよう、手続きの簡素化を図ること。	・平成24年度は当初、配分額を今年度の倍となる1兆円に増やし、配分先も市町村へ広げるとしていたが、野田首相の裁定で配分額を8,329億円（今年度5,120億円：沖縄分含む。）、対象拡大も政令指定都市に限ることとなり、今年度と比較して小幅な拡充に留まった。 ・また当初、平成24年度に導入するとされていた経常補助金について、現段階で地方自治体の裁量で用途を変えられる補助金が少ないとして、導入が見送られた。 ・対象事業は、平成23年度の8府省9事業から8府省18事業に拡大した。

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年10月13日・20日実施分】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	要望先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
13	県内高速道路ネットワークの早期整備について 【県土整備部】	国土交通省	<p>我が国経済を再生し、安全安心社会を実現するためには、インフラ整備による成長基盤の強化が不可欠であることから、平成24年度予算編成に当たっては、政権交代以降、削減幅が大きかった公共事業に対し、「日本再生重点化措置」において予算の重点配分を行うこと。</p> <p>○平成24年度供用予定箇所の確実な供用 『鳥取自動車道』の大原IC～西粟倉IC間について、公表された供用予定時期である平成24年度までに確実に供用させること。</p> <p>○平成25年度供用予定箇所の確実な供用 以下の箇所について、公表された供用予定時期である平成25年度までに確実に供用させること。 「駒山バイパス」――『鳥取豊岡宮津自動車道』 「鳥取西道路（鳥取IC～鳥取空港IC）」――『山陰道』 「中山・名和道路」、「名和・淀江道路」――『山陰道』</p> <p>○「山陰道」の平成20年代の県内全線供用 本県の根幹をなす東西軸の『山陰道』について、平成20年代に県内区間を全線供用させること。 特に以下の箇所については、所要の埋蔵文化財調査を集中的、計画的に実施するため、既に調査員を大幅に増員して調査体制を構築済であることから、予定どおり調査が実施できるよう、重点的な予算配分を行うこと。 「鳥取西道路（鳥取空港IC～吉岡温泉IC）」――『山陰道』 「鳥取西道路（Ⅱ期）」、「鳥取西道路（Ⅲ期）」――『山陰道』 また、「北条道路」についても早期に事業を再開すること。</p> <p>○地域高規格道路の整備促進 第一次の高速道路ネットワークを補完する地域高規格道路の1日も早い供用を図るため、重点的な予算配分を行うこと。 「岩美道路」――『鳥取豊岡宮津自動車道』 「倉吉道路」、「倉吉関金道路」――『北条湯原道路』 「鍵掛峠道路」、「江府道路」――『江府三次道路』</p> <p>○『米子自動車道』及び「米子道路」の4車線化 暫定2車線で供用中の『米子自動車道』及び「米子道路」の定時性・安全性の向上を図るため、早期に4車線化を行うこと。</p>	<p>○道路整備（国費・全国） H24予算案 13,251億円 （対前年比 0.99） H24要求額 13,723億円 （対前年比 1.02） H23当初 13,415億円</p> <p>◇直轄事業 H24予算案 11,851億円 （対前年比 1.00） H24要求額 12,259億円 （対前年比 1.04） H23当初 11,840億円</p> <p>◇補助事業 H24予算案 516億円 （対前年比 0.83） H24要求額 579億円 （対前年比 0.93） H23当初 621億円</p> <p>【全国ミッシングリンクの整備】 H24予算案 3,663億円 （対前年比 1.09） H24要求額 3,731億円 （対前年比 1.11） H23当初 3,376億円</p>
14	「境港」の日本海側拠点港選定と整備促進並びに「鳥取港」の整備促進について 【県土整備部】	国土交通省	<p>我が国経済社会を再生し、安心安全社会を実現するためには、インフラ整備による成長基盤の強化が不可欠であることから、平成24年度予算編成にあたっては、政権交代以降、削減幅が大きかった公共事業に対し、「日本再生重点化措置」において予算の重点配分を行うこと。</p> <p>【重要港湾「境港」について】 北東アジアゲートウェイとして日本全体の経済発展に大きく貢献するため、</p> <p>○「境港」を日本海側拠点港に選定すること。</p> <p>○「境港」における次の事業を直轄事業として重点的に実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中野地区 国際物流ターミナル整備事業【新規事業】 目的：原木輸送船の大型化やリサイクル貨物増加に対応する岸壁の整備 ・竹内南地区 複合一貫輸送に対応した貨客船ターミナル整備事業【新規事業】 目的：我が国唯一の環日本海定期貨客船や国際クルーズ客船に対応し、かつ国内物流ネットワークの拠点として機能する岸壁の整備 ・外港地区防波堤整備事業【継続事業】 <p>【重要港湾「鳥取港」について】</p> <p>○「鳥取港」における次の事業を促進すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防波堤（第1）及び防波堤（第2・第3）【継続事業】 	<p>○港湾整備事業（国費・全国） H24予算案 1,818億円 （対前年比 1.09） H24要求額 2,064億円 （対前年比 1.24） H23当初 1,666億円</p> <p>【日本海側拠点港選定】 ・平成23年11月11日に国土交通省より「国際海上コンテナ」、「外航クルーズ（背後観光地クルーズ）」、「原木」の3機能で選定。 ・「外港中野地区」国際物流ターミナル整備事業（直轄事業）が、新規着工事業として採択。（H24～28 85億円） ・「外港竹内南地区」複合一貫輸送に対応した貨客船ターミナル整備事業（直轄事業）については年度末の箇所付けまで予算が計上されるか不明。 ・「鳥取港」も同様。</p>

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年10月13日・20日実施分】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	要望先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
15	再生可能エネルギーの導入促進について 【生活環境部】	経済産業省	<p>○第177回通常国会で成立した「再生可能エネルギー電気特別措置法」の買取価格（調達価格）・買取期間（調達期間）について、導入のインセンティブが働くような内容にするとともに、早急に告示すること。また、固定価格買取制度が円滑に実施されるための財政支援制度を創設すること。</p> <p>○メガソーラー発電施設や大規模風力発電施設等と一般電気事業者の送配電線との系統連携がスムーズに実施できるように一般電気事業者を指導するとともに、買取価格は事業着手時の価格を適用すること。</p> <p>○太陽光、風力、バイオマスといった再生可能エネルギーを基幹エネルギーのひとつに位置付け、導入拡大を図りながら、原子力発電への依存を低減していく「ゆるやかなエネルギー革命」といった考え方で、エネルギー基本計画の見直しを行うこと。</p>	<p>・再生可能エネルギー固定買取制度における買取価格、買取期間は未定（平成24年3月を目処に決定予定）。また、再生可能エネルギー設備の初期投資資金を低利融資する制度や系統連系に要する費用負担を軽減する制度の創設はなし。</p> <p>引き続き要望する。</p> <p>・基本計画の見直しを総合資源エネルギー調査会で検討中。（平成24年夏頃を目処に策定予定。）</p> <p>・平成24年の予算化状況は不明。</p> <p>引き続き要望する。</p>
16	小水力発電施設の導入促進と規制等の緩和について 【農林水産部】	農林水産省	<p>○再生可能エネルギー特別措置法が成立し、農業・農村地域は再生可能エネルギーの供給地としての役割が期待される中で、既存の農業用ダムや農業用水路などの水力エネルギーを最大限活用した発電施設が導入可能となるよう、土地改良法や河川法などの規制を緩和するとともに、特別措置法の運用にあたっては、高額な整備費への対応など、水力発電の特性に配慮した制度とすること。</p>	<p>・土地改良区が整備する場合、余剰電力の活用を土地改良区の管理運営費全体に充当することが可能となった。</p> <p>・河川法の規制（水利権）緩和については引き続き要望する。</p>
17	原子力発電所事故による風評被害の本県産農畜産物に対する影響について 【農林水産部】	文部科学省 農林水産省	<p>○原子力発電所事故後、高濃度放射性物質に汚染された福わら流通対策を国が講じなかったことによる牛肉の風評被害や、それに伴う消費低迷を改善するために実施している放射性セシウム全頭検査に係る経費を国等が全額負担し、経営状況が悪化している肥育農家に対して何らかの救済措置をすること。</p> <p>○原子力発電所事故後、風評被害が広範囲に及んでいる実態を原子力損害賠償紛争審査会で調査・検討し、農畜産物の風評被害による間接被害の対象を拡大すること。</p>	<p>・具体的な動きなし</p> <p>・JAグループは平成23年11月14日に協議会を立ち上げ、東京電力に対する損害賠償請求に向けた検討を開始。現在、事務局において因果関係の証明について検討中であり、その検討に県も協力している。</p>
18	地域活性化総合特区への指定について 【商工労働部】	内閣府	<p>○地方中小都市ならではの新たな成長モデルを構築するため、鳥取県西部圏域を地域活性化総合特区に指定していただきたい。</p>	<p>・現時点で国予算との関連なし。</p>
19	株式会社産業革新機構の主導による中小型ディスプレイ事業統合について 【商工労働部】	経済産業省	<p>○株式会社産業革新機構の主導により、ソニー株式会社、株式会社東芝及び株式会社日立製作所の中小型ディスプレイ事業の統合が合意されたが、ソニーモバイルディスプレイ株式会社鳥取事業所の地元雇用や地域経済に与える影響は非常に大きい。</p> <p>については、依然として厳しい地方の経済・雇用情勢に鑑み、株式会社産業革新機構等が設立する新会社がソニーモバイルディスプレイ株式会社鳥取事業所を世界戦略の一翼を担う拠点として位置づけ、事業継続と雇用維持のみならず、新たな事業展開について検討するよう配慮すること。</p>	<p>・国予算との関連なし。</p>
20	ブラウン管鉛含有ガラスの無害化リサイクル技術の実証プラント設置への財政的支援について 【生活環境部】	経済産業省 環境省	<p>○有害な鉛を含有するブラウン管ガラスのリサイクルを推進するため、鳥取県が研究した無害化リサイクル技術を実用化するための実証プラントの設置に対して、財政的支援を講ずること。</p>	<p>○環境研究総合推進費 H24予算案 66.7億円 H23当初 80.1億円 うち次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業（競争的資金。対前年度比3割減）</p>

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年10月13日・20日実施分】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	要望先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
21	重点分野雇用創造事業の基金の追加配分への配慮及びふるさと雇用再生特別基金事業の基金の積み増し・事業期間の延長について 【商工労働部】	厚生労働省	○ふるさと雇用再生特別基金事業については、平成23年度で終了することとされている。しかしながら、本県における雇用環境は、リーマンショック以降改善傾向にあったが、先般の東日本大震災、円高等の影響もあり、8月の有効求人倍率は0.68倍と大きく落ち込み、さらに県内製造業最大手企業の再編計画により年末に向けて大量の離職者が見込まれるなど、一段と県内の経済、雇用情勢の悪化が懸念される。重点分野雇用創造事業においては、基金の積み増し及び事業期間の延長が第3次補正予算の要求項目に盛り込まれたところであるが、この配分に当たっては、県内製造業最大手企業の再編計画により大量離職者が見込まれている、本県の特殊事情に配慮すること。 また、更なる雇用のセーフティネットを図るためにも、ふるさと雇用再生特別基金事業についても同様に、基金の積み増し及び事業期間の延長を行うこと。	・平成23年度第3次補正の基金の配分にあたっては、本県の特殊事情への配慮がなされ、本県へは21.3億円が配分されたが、これは過去における本県への最大の配分率を上回る金額。 ・ふるさと雇用再生特別交付金事業については、積み増しと事業期間の延長は措置されなかった。
22	地域雇用創造推進事業の受講者に対するセーフティネットについて 【商工労働部】	厚生労働省	○国においては、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年5月制定、同10月施行）（以下「求職者支援法」という。）により、従来の「基金訓練」を恒久化（法制化）したが、これにより従来の「療養プラン」では「基金訓練」として認められ、職業訓練受講給付金の対象となっていた研修が「未来プラン」では認められないこととなった。 ○この結果、「未来プラン」の人材育成研修から生活支援のためのセーフティネットがすっぽり抜け落ちることとなったため、国において「地域雇用創造推進事業」の人材育成メニューの受講者に対してセーフティネットがかかるよう、特段の配慮をすること。	・「未来プラン」については、地域雇用創造協議会が業務委託している訓練実施機関が主体となり「求職者支援訓練」（「基金訓練」を恒久化した制度）の認定申請を行った場合において認められることとなった。
23	林業振興と木材の安定供給について 【農林水産部】	農林水産省	○今年度で終了する「森林整備加速化・林業再生事業」について、次年度以降も継続するとともに、十分な予算枠を確保すること。 ○森林経営計画制度や森林環境保全直接支払制度の本格導入にあたっては、移行期間を設けるとともに、過度に厳格な要件を設定しないこと。 ○このほか、各種制度改正や事業の創設にあたっては、地域の林業の実状・特色にも配慮すること。	○森林整備加速化・林業再生事業 ・平成23年度第3次補正において延長（平成26年度までの3年間）及び増額（国費1,399億円（うち本県内示額41億円））されたが、木造公共施設の整備支援等の一部メニューについては継続されず。 ・木造公共施設の整備支援については同第4次補正で措置（国費71億円【本県内示額不明】） 【移行期間等】 ・具体的な動きなし。
24	鳥獣被害防止対策交付金の予算確保について 【農林水産部】	農林水産省	○鳥獣被害防止対策を計画的、効果的に進めるため、事業の継続実施と国として十分な予算を確保すること。 ○市町村の対策を後押しするため、鳥獣被害防止対策に関わる市町村への県の支援に対しても、市町村並に特別交付税措置を拡充すること。	・昨年度予算113億円の内100億円は、戸別所得補償制度の導入円滑化のための緊急対策枠として単年度限りの措置。しかし、野生鳥獣による被害の深刻化・広域化への対応に関する各県からの要望等を受けて、前年度とほぼ同規模の予算となった。 ○鳥獣被害防止総合対策交付金 H24予算案 95億円 H23当初 113億円 ・市町村への県支援に対する特別交付税措置については、今年度から実施される予定で総務省が準備しているとの情報を得ている。

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年10月13日・20日実施分】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	要望先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
25	斐伊川水系中海の護岸整備の推進について 【県土整備部】	国土交通省	我が国経済を再生し、安全安心社会を実現するためには、インフラ整備による成長基盤の強化が不可欠であることから、平成24年度予算編成に当たっては、政権交代以降、削減幅が大きかった公共事業に対し、「日本再生重点化措置」において予算の重点配分を行うこと。 ○大橋川改修事業に伴い、米子・境港両市民の安全・安心を確保するため、中海湖岸堤の整備を促進すること。（短期整備箇所は概ね5ヶ年を目処に実施すること。） ○中海湖岸堤の整備箇所（短期整備：6箇所） ・整備完了：崎津漁港（H22完了） ・事業中：渡漁港（境港箇所）、米子空港南側（葭津箇所） ・未着手：貯木場、旗ヶ崎承水路、米子港	○治水事業（国費・全国） H24予算案 5,772億円 （対前年比 1.02） H24要求額 6,050億円 （対前年比 1.06） H23当初 5,687億円
26	岡山大学病院三朝医療センターの存続について 【福祉保健部】	文部科学省	○岡山大学病院三朝医療センターについては、現在、岡山大学において縮小・廃止を含む将来について検討されているが、県の中部圏域の医療と観光における役割に鑑み、同センターが担っている機能を維持存続させること。	・平成23年12月19日の岡山大学の役員会において、岡山大学病院三朝医療センターの方針が決定。 ①平成24年4月1日入院は休止するが、外来診療は継続 ②中部医師会に支援を要請し、温泉病院との連携を進める ③隣接する地球物質科学センターと研究を融合させる
27	北朝鮮当局による拉致問題の早期解決について 【総務部】	内閣府	○松本京子さんをはじめとするすべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため、首相の強いリーダーシップの下、政府一体となり毅然とした取組を行い、現在のこう着状態の打開を図ること。	○拉致問題対策費 H24予算案 12億円 （今年度と同額） ・拉致問題対策本部長（内閣総理大臣）からの「情報収集・分析・管理の強化」の指示を受け、更に広範な情報収集に重点。 ・引き続き問題の解決に向けて要望活動等を行う。
28	2012年（第13回）国際マンガサミット開催に向けた支援について 【文化観光局】	文部科学省 (文化庁) 国土交通省 (観光庁)	○2012年の第13回国際マンガサミットの開催を支援すること。 ○まんがやアニメをテーマとした地域づくり、観光客誘致に向けた取組を支援すること。 ○まんがやアニメに関する産業育成・人材育成に関する取組に対し支援すること。 ○まんがやアニメの関連イベントの実施など、地域活性化の取組に対し支援すること。	○地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ H24予算案 32.2億円 ○メディア芸術の振興 H24予算案 11億円 ・支援対象など詳細は引き続き情報収集。
29	世界ジオパークネットワーク加盟後の取組への支援について 【文化観光局】	文部科学省 国土交通省 (観光庁) 環境省	○ジオパーク自体の普及啓発と国内加盟地域の国内外へのPRを行うこと。 ○ジオパークに親しむ観光の充実や教育活用の促進に関する取組へ支援を行うこと。 ○ジオパークエリア内の施設整備等に係る権限と財源を関西広域連合へ委譲すること。	・具体的な動きなし。 ・国の出先機関の地方移管については内閣府において制度設計が行われているが具体的な情報はなし。 ・引き続き要望する。
30	観光インバウンドに係る中国へのPR活動に対する支援について 【文化観光局】	国土交通省 (観光庁)	○外国人観光客誘致に意欲的に取り組んでいる地方への支援を強化すること。 （特に（重点的に）支援強化いただきたい事業） ・中国からの訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）による地方の観光魅力を積極的にPRすること。 ・ビジット・ジャパンキャンペーン地方連携事業における予算の重点配分を行うこと。	○訪日旅行促進事業〔ビジット・ジャパン事業〕 H24予算案 49.3億円 ・事業内訳など詳細は引き続き情報収集。
31	『三徳山・小鹿溪』一帯の大山隠岐国立公園への編入について 【生活環境部】	環境省	○国指定名勝及び史跡「三徳山」と名勝「小鹿溪」一帯の地域について、自然環境の保護・保全とその適切な利用を図りながら将来に引き継いでいくため、地理的かつ歴史的にも関係の深い大山隠岐国立公園の一部として編入すること。	・平成25年度の国立公園への編入に向けて、引き続き要望する。

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年10月13日・20日実施分】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	要望先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
32	県・市共同設立公立大学に係る地方交付税措置について 【企画部】	総務省	○平成24年4月に鳥取県及び鳥取市共同設立の公立大学として生まれ変わらせる鳥取環境大学について、他の県立大学と同等の地方交付税措置を行うこと。	○現在、国において検討中。
33	学校施設の防災機能向上について 【教育委員会・企画部】	文部科学省	○今回の東日本大震災で明らかになった学校施設の防災機能に関する課題について、阪神淡路大震災や新潟県中越沖地震など過去の大規模災害時における事例を参考にしつつ、十分な検証を行った上で、学校施設を対象に避難場所として備えるべき必要な通信機能、自家発電設備や非常時の生活用水・飲料水の確保などの防災機能の基準を作成すること。 ○学校施設の防災機能の向上に活用できる国の財政支援制度の拡充を行うとともに、学校施設における耐震化をはじめ、老朽施設の改修等各種事業などに十分な財源措置を講じること。 特に、私立学校においては設置主体の財政難から耐震化が進んでいないため、耐震補強工事の補助率を引き上げるなど支援制度の拡充を講じること。	【学校施設の耐震化】 ○公立学校分（国費・全国） H24予算案 1,294億円 H23当初 805億円 H23-1次補正 340億円 H23-3次補正 1,627億円 ・H23-3次補正（1,627億円）での対応を合わせると2,921億円を確保。 ○私立学校分（国費・全国） H24予算案 125.4億円 H23当初 51.8億円 ・H23-3次補正（150億円）での対応を合わせると275.4億円を確保。 ○防災機能強化のための補助制度拡充（公立学校分国費・全国） ・避難所に指定されている学校における自家発電設備（据え置き式に限る）を新たに補助対象に追加（補助率1/3、下限400万円～上限2億円） ・補助率引上げや避難所の防災機能整備の基準作成等の具体的な動きはなし。引き続き要望する。
34	少人数学級の制度化について 【教育委員会】	文部科学省	○平成24年度に小学校2年生へ少人数学級を拡大する方針とのことであるが、今後も全学年における少人数学級実現等、新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画案の実現に向けて引き続き努力すること。 ○新学習指導要領の円滑な実施のために、新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画案に示された年次計画のうち、中学校における少人数学級を平成24年度から実施しよう再検討すること。 ○地方財源不足に対応した義務教育費国庫負担金の負担率、負担内容の見直しと、定数改善により必要となる校舍整備費等の財源措置をすること。	・小学校2年生の35人以下学級については、基礎定数化（4,100人）のための法改正は見送るものの、未実施の学級への対応（900人）を加配措置を行うことにより、実質的に実現。 ・今後の少人数学級の推進等について、「教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的におこなう」こと等について引き続き検討し、必要な措置を講じることについて文科、財務両省で合意。 ・制度化に向けて、引き続き要望する。
35	航空自衛隊美保基地における次期輸送機C-2（仮称）への機種変更等について 【企画部】	防衛省	○航空自衛隊美保基地における次期輸送機C-2（仮称）への機種変更について、地元両市（境港市及び米子市）の住民は、騒音に対する懸念のほか、機体が大きくなることによる安全面への不安などを抱いているところ。地元両市の住民、関係団体等の懸念が払拭されるよう、騒音や安全性などの基地周辺に与える影響について、地元の意向や要望を踏まえた丁寧な説明・対応を行い、地元の理解を十分得ること。 ○美保基地を使用する自衛隊航空機の安全運航に万全を期すとともに、美保基地周辺の生活環境の整備や地域振興について一層の対策を講ずること。	・生活環境整備、地域振興に充当できる特定防衛施設周辺整備調整交付金が平成23年度から、平成22年度に比較し、約2倍に増額された。

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年10月13日・20日実施分】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	要望先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
36	大規模災害時等における対応能力の向上について 【危機管理局】	防衛省	○大規模災害時や国民保護措置の必要な事態等への対応能力を向上し、県民の安全を確保するため、本県への大型輸送ヘリコプターの配備と生物テロ等に対応する装備の充実にを図ること。	・防衛省の中期防衛力整備計画（平成23～27年度）に美保基地への大型ヘリコプター配備が盛り込まれなかったもので、当面実現は困難であるが、計画の見直し時等における配備実現に向けて、引き続き要望していく。

平成24年度

国の施策等に関する提案・要望

結果調べ

(平成23年12月20日実施分)

平成24年1月20日

鳥 取 県

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年12月20日実施分】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	要望先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
1	原子力発電所における安全対策の強化について 【危機管理局・福祉保健部・生活環境部】	文部科学省 経済産業省	<p>○福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、国において地震及び津波等に対する施設の安全性を点検するとともに、中国電力株式会社へ必要な対策を実施するよう、厳正な指導等を行い、その状況を鳥取県民に情報提供すること。</p> <p>○原子力発電所から30キロ以内の地域で避難等が指示されたことを踏まえたUPZ（緊急時防護措置準備区域）を導入するなど、現在は8～10キロとされているEPZを見直すとともに、関係隣接県の取扱いの広範囲化などの措置を講ずること。併せて、本県及び関係市が島根原子力発電所における原子力災害発生時に緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）で開催される原子力災害合同対策協議会に参加できるよう措置を講ずること。</p> <p>○当該地域について、モニタリングポストの設置やスピーディネットワークシステム端末の各自治体への設置等により、一層の監視体制や影響予測情報の提供体制を構築すること。併せて、島根原子力発電所に係るスピーディの計算範囲を拡大し、鳥取県全域が配信図形に反映されるようにすること。</p> <p>○緊急避難時等に備えて、防護服、サーベイメーター等の広範な配備、原子力災害に対応する医療体制や避難体制の整備に要する経費については、国が負担すること。</p> <p>○原子力防災に対応できる専門職員を配置するための職員人件費など必要な経費について、国が負担すること。</p> <p>○原子力防災対策に必要な防災資機材（モニタリングポストや防護服、放射線測定器等）の具体的な整備方針（配備必要数、配備場所など）を示すとともに、当該整備や住民等への情報公開などに要する経費について、国が負担すること。</p> <p>○特別な配慮が必要となる病院や施設入居者など要援護者などの避難先は広範囲（県内では収まらない）となり、更にはそのための特別な移動手段を確保する必要があることから、国が関与してその具体的な方針を示すとともに、体制整備をすること。</p> <p>○原子力発電所周辺の放射線の状況を面的に把握し、緊急時（事故等）には県民の安全を守るため応急措置を講ずるとともに、平常時から放射線モニタリング情報を県民が常に確認できるようにするため、放射線等監視交付金で運用している環境放射線モニタリングシステムに、環境放射能水準調査で設置する環境放射線モニタリングシステムを接続して一体的な放射線監視体制・情報提供体制がとれるようにすること。</p> <p>○中国電力株式会社に対し、自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を確実に得られることなどを内容とする安全協定を締結し、締結後も国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、必要な改定を迅速に行うよう指導すること。</p>	<p>・UPZ（緊急時防護措置準備区域）の導入を前提に、以下のとおり平成24年度当初予算案に盛り込み済。</p> <p>○原子力発電施設等緊急時安全対策交付金【環境省原子力安全庁（仮称）】（増額） H24予算案 62.2億円 H23当初 文科省 5.6億円 経産省 25.9億円</p> <p>- UPZ 30km圏内の道府県へのスピーディネットワークシステムの整備、原子力防災ネットワークシステムの整備、放射線測定器（サーベイメーター）、防護服、安定ヨウ素剤などの防災用資機材の整備、地方自治体が行う原子力防災訓練等に係る支援など</p> <p>○原子力施設等防災対策等交付金【環境省原子力安全庁（仮称）】（新設） H24予算案 27.4億円 - 福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、新たな安全確保対策として、衛星携帯電話の整備、地域防災計画の見直し検討のための避難シミュレーションの実施などを対象。</p> <p>○放射線監視等交付金【文部科学省】 H24予算案 67.2億円 H23当初 50.5億円 - モニタリングポスト、テレメータの整備、土壌や水などのサンプリング調査 等</p> <p>【医療体制】 ・原子力発電施設等緊急時安全対策交付金62.2億円（前年度31.5億円）が計上されているが詳細不明。</p>
2	津波対策に係る財政支援について 【危機管理局・生活環境部】	内閣府	<p>○東日本大震災において甚大な津波被害が発生したことを踏まえ、現在国において都道府県、市町村が行う津波対策に対する財政支援を検討されているが、東海・東南海・南海地震等の防災対策推進地域等の太平洋側を対象とすることとされている。</p> <p>○しかしながら、日本海側においても、過去に新潟地震（1964年）、北海道南西沖地震（1993年）、日本海中部地震（1983年）による津波被害が発生しており、本県においても漁船転覆等の被害が発生している。</p> <p>○上記を踏まえ、本県においても、本年度から新たな津波による被害想定の見直しや津波対策の見直しを進めており、今後、県、市町村において津波対策を強力に実施していく必要があるため、本県を含む日本海側も財政支援の対象地域とすること。</p>	<p>○津波対策推進交付金【内閣府】（新設） H24予算案 1.55億円</p> <p>・平成24年度の交付対象地域は、東海・東南海・南海地震等の地震防災対策推進地域や東日本大震災の津波被災地域が予定で本県は対象外。引き続き要望する。</p> <p>○その他事業 ◇県実施事業 - 地域自主戦略交付金により、県が実施する基礎調査から津波浸水想定まで対象。事業実施計画の作成等が必要。 → 国交省に確認中。 ◇市町村実施事業</p>

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年12月20日実施分】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	要望先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
				- 社会資本整備総合交付金 (効果促進事業)の活用。 → 国交省に確認中。
3	真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について 【総務部】	総務省	○地方税財源の充実強化と偏在の是正をすること。 ○地方交付税総額を復元し、地方の一般財源総額を確保すること。 ○臨時財政対策債に依存することなく、全額を交付税措置すること。 ○国の震災復興財源捻出を目的に地方交付税総額の削減を行うことなく、地方の一般財源総額を確保すること。 ○地方環境税（仮称）等を創設すること。 ○代替財源なくして自動車取得税を廃止しないこと。	

【国予算への反映状況等】

【税制改正（平成23年12月10日税制改正大綱）】

○地方税財源のあり方

・昨年と同様、地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収の安定的な地方税体系を構築することが明記された。
・また、地域主権改革と住民自治を推進・確立するため、地方の「自主的な判断」と「執行責任」の拡大の観点から、地域決定型地方税制特例措置の導入や税負担軽減措置等の見直しを行うとともに、引き続き改革に向けた検討を行うこととされた。
・今後、社会保障・税一体改革成案と併せて税制抜本改革の具体化の取りまとめに向けた検討を加速することが明記された。
・引き続き、地方税制の抜本的改革の早期実現に向けて国の動向を注視しながら、要望していく。

○地方環境税（仮称）

・揮発油税や軽油引取税等の「当分の間」税率は、平成24年度も引き続き維持することが示された。
・地方環境税については、平成23年度税制改正で積み残しとなっていた現行の石油石炭税に税率の約5割を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を段階的に導入することが示されたが、地方への譲与の仕組みは示されず、地方自治体の地球温暖化対策に係る財源を確保する仕組みを検討することと言及するにとどまった。
・今後も、地方の厳しい財政事情と地方自治体が地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進に果たしている役割を踏まえ、地方環境税（仮称）の創設や、車体課税の見直しについて国に要望していく。（なお、民主党税調の平成24年度税制改正重点要望で示された自動車取得税と自動車重量税の廃止については、平成24年度実施は見送られ、今後、民主党税調の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方を見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から見直しを行うことが明記されている。）

【税制改正（平成24年1月6日社会保障・税一体改革大綱（素案））】

○地方税財源のあり方

・「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への第一歩として、消費税率（国・地方）を、平成26年4月1日から8%へ、平成27年10月1日から10%へ段階的に引上げを行い、引上げ分5%の国と地方の配分については、社会保障4経費の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じて配分することが明記され、地方の要望が一定程度反映された。
国3.46%、地方1.54%（地方消費税1.2%、地方交付税0.34%）
・また、地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直しなどにより、税源の偏在性の小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが明記され、併せて、国・地方の税制全体を通じた幅広い検討を行うことも明記された。
・なお、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、一体改革に併せて抜本的に見直すことが明記された。
・引き続き、地方税制の抜本的改革の早期実現に向けて国の動向を注視しながら、必要に応じて要望していく。

【地方財政対応】

○地方財政計画（対前年増減額） Δ0.6兆円

地方交付税 +0.1兆円 臨時財政対策債 Δ0.03兆円
地方税 +0.3兆円（地方譲与税含む。）
一般財源総額 +0.1兆円 財源不足額 Δ0.6兆円

・東日本大震災の復旧・復興事業を別枠で整理するとともに中期財政フレームに基づき、地方一般財源総額及び地方交付税総額(特会出口ベース)が前年度を下回らなかったことは評価。
・一方、地方財政総額の予見性を高める交付税率引き上げが実施されなかったことは引き続き課題として残されたままであり、また、依然として毎年財源不足対策として臨時財政対策債の発行に依存せざるを得ない状況は懸念すべきもの。
・本県の交付税も、国の伸率に合わせれば臨時財政対策債を合わせた実質ベースで対前年並と見込まれるが、依然として三位一体改革により削減された交付税総額（本県においては約200億円）が復元されておらず、かつ地方の借入金へ依存し続けており臨時財政対策債の残高は増加の一途をたどっており（近い将来、臨時債が県債残高の半分に到達することが予測される。）、将来の県財政にとって大きな足かせになることが憂慮される。引き続き、交付税総額の復元と真水の交付税による配分を国に要望していく。

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年12月20日実施分】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	要望先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
				・また、地方財政計画における投資的経費（単独）は減少（△0.2兆円）しており、インフラ整備の遅れた地方や地域経済にとって引き続き厳しい状況が続くことが懸念される。
4	社会保障と税の一体改革について 【総務部・福祉保健部】	内閣府 財務省 総務省 厚生労働省	<p><社会保障・税一体改革の大綱の決定について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会保障と税の一体改革の大綱の決定に際しては、国と地方の協議の場の分科会等で継続した十分な議論を重ね、地方の意見や国民的な議論を踏まえた一体改革を実現すべきであること。 ○社会保障の財源確保のための消費税、地方消費税の増税幅を決定する際は、社会保障四経費に限定することなく、住民のニーズに応じた地方単独事業費も含め、社会保障全体と安定財源確保を見据えた国と地方の役割に応じた配分の決定を行うべきであること。 ○消費税、地方消費税の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる逆進性の問題を踏まえて、十分な配慮を行うべきであること。 ○「子どもに対する手当」のあり方の見直しにあたり、地方と協議を行い、地方の意見を十分に反映させること。 	
				<p>【国予算への反映状況等】</p> <p>〔社会保障・税一体改革に関する今後の方向性等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年12月29日に開催された国と地方の協議の場で、地方単独事業の総合的な整理を踏まえた国と地方の役割分担について協議した結果、消費税（国・地方）の引き上げ分の税収配分の基礎として、制度として確立された社会保障4経費に加え、保健師等の現物サービスのマンパワーの person 費や障害者を対象とする地方単独事業など、社会保障4分野に則った範囲も含まれることとするなど、政府が示した案は、要望内容を一定程度反映したものとなった。 -平成26年4月1日から消費税率（国・地方）を現行の5%から8%、平成27年10月1日から10%へ段階的に5%引き上げ -国3.46%、地方1.54%（地方消費税1.2%、地方交付税0.34%） ・今後、社会保障・税一体改革大綱の決定を含めた国の法案化に向けた動向等を注視していくとともに、いわゆる消費税の逆進性の問題に対する低所得者への十分な配慮や、地方交付税で配分される場合の地域の偏在性への配慮等についても引き続き要望していく。 <p>〔子どものための手当〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども向け手当の財源負担問題をめぐり、関係閣僚と地方6団体の代表による「国と地方の協議の場」を開催し、以下のとおり大筋合意した。 ・児童手当法の改正により、「恒久的な子どものための手当」制度に移行するにあたり、費用負担を国：地方＝2：1とする。（※一部事業主負担あり）。3歳未満月額15,000円、3歳以上小学校修了前（第1・2子）月額10,000円、（第3子以降）月額15,000円、中学生月額10,000円を支給。所得制限（平成24年6月分から導入）の基準を年収960万円とし、該当者には月額5,000円を支給。 ・H22税制改正による地方財政の増収分については、①子どものための手当の地方負担（2,440億円、うち地方特例交付金1,353億円）②厚生省補助金等の一般財源化（1,841億円）③自動車取得税の減収を補填する地方特例交付金の減（500億円）などにより、地方の裁量を一定程度増やした形で、子育て、医療（国保）などの地方負担に振替。
5	公共事業の総額確保と地域自主戦略交付金の見直しについて 【企画部】	内閣府 農林水産省 国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥取県における3交付金（地域自主戦略交付金、社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金）の平成23年度配分額は、要望額265億円（市町村分を含む。）に対して配分額196億円（73.9%）、対前年度割合で92.3%（全国96.7%）と大変厳しい状況となっている。3交付金について、県、市町村の実情に即した公共事業が重点的かつ確実に実施されるための総額を確保すること。 ○地域が真に必要な公共事業の総額が確保できるよう、内閣府が中心となって各省と連携を図り、3交付金全体について統一的な考え方のもと、配分を行うこと。また、地域自主戦略交付金の配分に当たっては、客観的な指標に加え、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方のニーズに配慮すること。 ○地域自主戦略交付金の自由度拡大と透明性を確保すること。 ○地方が自主的に余裕を持って対象事業を選定できるよう、交付金の事務手続きスケジュールを早い段階から示すとともに、各省に予算を移し替えることなく内閣府に一元化するなど、スムーズな事業執行が可能となるよう、手続きの簡素化を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度は当初、配分額を今年度の倍となる1兆円に増やし、配分先も市町村へ広げるとしていたが、野田首相の裁定で配分額を8,329億円（今年度5,120億円：沖縄分含む。）、対象拡大も政令指定都市に限ることとなり、今年度と比較して小幅な拡充に留まった。 ・また当初、平成24年度に導入するとされていた経常補助金について、現段階で地方自治体の裁量で用途を変えられる補助金が少ないとして、導入が見送られた。 ・対象事業は、平成23年度の8府省9事業から8府省18事業に拡大した。

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年12月20日実施分】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	要望先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
6	岡山大学病院三朝医療センターの存続と新たな発展について【福祉保健部】	文部科学省	<p>○岡山大学病院三朝医療センターについては、現在、岡山大学において見直しが検討されているが、見直しに当たっては、岡山大学病院三朝医療センターの将来に関する委員会が提言した内容を踏まえ、次に掲げる事項が確実に実現されるよう、岡山大学を支援すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三朝医療センターの入院患者をはじめとする利用者が切れ目なく必要な医療を受けられるよう円滑に体制を移行すること。 ・岡山大学の地球物質科学研究センターの物質科学と三朝医療センターの医療機能が連携し、温泉医療研究の新たな発展を期する構想を実現すること。 	<p>・平成23年12月19日の岡山大学の役員会において、岡山大学病院三朝医療センターの方針が決定。</p> <p>①平成24年4月1日で入院は休止するが、外来診療は継続</p> <p>②中部医師会に支援を要請し、温泉病院との連携を進める</p> <p>③隣接する地球物質科学センターと研究を融合させる</p>
7	県内高速道路ネットワークの早期整備について【県土整備部】	国土交通省	<p>我が国経済を再生し、安全安心社会を実現するためには、インフラ整備による成長基盤の強化が不可欠であることから、ミッシングリンクが依然として存在する本県高速道路ネットワークの1日も早い連結を図るため、予算の重点配分を行うこと。</p> <p>○平成24年度供用予定箇所の確実な供用 『鳥取自動車道』の大原IC～西粟倉IC間について、公表された供用予定時期である平成24年度までに確実に供用させること。</p> <p>○平成25年度供用予定箇所の確実な供用 以下の箇所について、公表された供用予定時期である平成25年度までに確実に供用させること。</p> <p>「駒馳山バイパス」――『鳥取豊岡宮津自動車道』 「鳥取西道路（鳥取IC～鳥取空港IC）」――『山陰道』 「中山・名和道路」、「名和・淀江道路」――『山陰道』 ○「山陰道」の平成20年代の県内全線供用 本県の根幹をなす東西軸の『山陰道』について、平成20年代に県内区間を全線供用させること。 特に以下の箇所については、所要の埋蔵文化財調査を集中的、計画的に実施するため、既に調査員を大幅に増員して調査体制を構築済であることから、予定どおり調査が実施できるよう、重点的な予算配分を行うこと。</p> <p>「鳥取西道路（鳥取空港IC～吉岡温泉IC）」――『山陰道』 「鳥取西道路（Ⅱ期）」、「鳥取西道路（Ⅲ期）」――『山陰道』 また、「北条道路」についても早期に事業を再開すること。</p> <p>○地域高規格道路の整備促進 第一次高速道路ネットワークを補完する地域高規格道路の1日も早い供用を図るため、重点的な予算配分を行うこと。</p> <p>「岩美道路」――『鳥取豊岡宮津自動車道』 「倉吉道路」、「倉吉関金道路」――『北条湯原道路』 「鍵掛峠道路」、「江府道路」――『江府三次道路』 ○『米子自動車道』及び「米子道路」の4車線化 暫定2車線で供用中の『米子自動車道』及び「米子道路」の定時性・安全性の向上を図るため、早期に4車線化を行うこと。</p>	<p>○道路整備（国費・全国） H24予算案 13,251億円 （対前年比 0.99） H24要求額 13,723億円 （対前年比 1.02） H23当初 13,415億円</p> <p>◇直轄事業 H24予算案 11,851億円 （対前年比 1.00） H24要求額 12,259億円 （対前年比 1.04） H23当初 11,840億円</p> <p>◇補助事業 H24予算案 516億円 （対前年比 0.83） H24要求額 579億円 （対前年比 0.93） H23当初 621億円</p> <p>〔全国ミッシングリンクの整備〕 H24予算案 3,663億円 （対前年比 1.09） H24要求額 3,731億円 （対前年比 1.11） H23当初 3,376億円</p>
8	日本海側拠点港「境港」における港湾施設の重点整備について【県土整備部】	国土交通省	<p>日本海側拠点港に選定された「境港」における次の事業を新規採択して重点的に実施すること</p> <p>○中野地区 国際物流ターミナル整備事業〔直轄事業〕 【『原木』の日本海側拠点港の計画実現に必要な機能強化】</p> <p>○竹内南地区 複合一貫輸送に対応した貨客船ターミナル整備事業〔直轄事業〕 【『外航クルーズ』の日本海側拠点港の計画実現に必要な機能強化】</p>	<p>○港湾整備事業（国費・全国） H23当初 1,666億円 H24要求額 2,064億円 （対前年比 1.24） H24予算案 1,818億円 （対前年比 1.09）</p> <p>〔日本海側拠点港選定〕 ・平成23年11月11日に国土交通省より「国際海上コンテナ」、「外航クルーズ〔背後観光地クルーズ〕」、「原</p>

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年12月20日実施分】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	要望先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
				木」の3機能で選定。 ・「外港中野地区」国際物流ターミナル整備事業(直轄事業)が、新規着工事業として採択。(H24~28 85億円) ・「外港竹内南地区」複合一貫輸送に対応した貨客船ターミナル整備事業(直轄事業)については年度末の箇所付けまで予算が計上されるか不明。
9	再生可能エネルギーの導入促進について 【生活環境部】	経済産業省 環境省	○第177回通常国会で成立した「再生可能エネルギー電気特別措置法」の買取価格(調達価格)・買取期間(調達期間)について、導入のインセンティブが働くような内容にするとともに、早急に告示すること。また、固定価格買取制度が円滑に実施されるための財政支援制度を創設すること。 ○メガソーラー発電施設や大規模風力発電施設等と一般電気事業者の送配電線との系統連携がスムーズに実施できるように一般電気事業者を指導するとともに、買取価格は事業着手時の価格を適用すること。 ○太陽光、風力、小水力などの再生可能エネルギーの普及拡大を図るために、県が独自に行う施策に対する財政支援制度を創設すること。	・再生可能エネルギー固定買取制度における買取価格、買取期間は未定。(平成24年3月を目処に決定予定。)また、再生可能エネルギー設備の初期投資資金を低利融資する制度や系統連系に要する費用負担を軽減する制度の創設はなし。引き続き要望する。 ・県が独自に行う施策への財政支援制度の創設なし。 (再生可能エネルギー等導入推進基金事業〔グリーンニューディール基金〕の対象事業は限定されている。)引き続き要望する。
10	環太平洋経済連携協定(TPP)交渉参加検討について 【未来づくり推進局・農林水産部】	内閣府 農林水産省	○政府は、各分野の交渉内容や農林水産業等への具体的対策を語らないまま、TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入ることを決定されたが、未だ国民的議論は不十分である。TPP問題は第三の開国といわれる国のあり様に関わる重要課題であり、交渉参加国との事前協議によって明らかになった情報の開示や悪影響を克服する具体策の提案を速やかに行い、そのTPP交渉参加に向けた判断に国民が参加できるよう対応すること。 ○特に、甚大な悪影響を受けることが想定される国内農業の再生・競争力強化・支援対策について財源を含めて明確に提示し、その上で、国民合意が得られるまで時間をかけて慎重に議論するなど、国益に適った結論が得られるよう慎重に対応すること。	・現在のところ、TPP参加に対する特別な予算措置は講じられていない。
11	国民健康保険の医療費窓口負担の国補てん基準の見直しについて 【福祉保健部】	厚生労働省	○国民健康保険法第44条に基づく医療費の一部負担金(患者窓口負担)の減免を行った場合に行われる国特別調整交付金での補てんについて、「一部でも国基準と外れた制度である場合はすべて補てん対象外」との取り扱いを変更し、国基準に該当する部分は補てんの対象とすること。	・具体的な動きなし。引き続き要望する。
12	脳脊髄液減少症治療の医療保険への早期適用等について 【福祉保健部】	厚生労働省	○ブラッドパッチ治療の先進医療への早期認定について 脳脊髄液減少症に対する診断基準については、平成23年10月に厚生労働省研究班が公表したところであるが、脳脊髄液減少症の治療に有効なブラッドパッチ治療については、現在、医療保険の適用や医療保険との混合診療が認められていない。 患者の経済的負担軽減の観点から、同治療法を先進医療技術として早期に認定すること。 ○ブラッドパッチ治療の医療保険への早期適用等について ブラッドパッチ治療を医療保険として早期に適用すること。あわせて脳脊髄液減少症に関する正しい情報を関係機関に周知すること。	・具体的な動きなし。引き続き要望する。

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年12月20日実施分】

(H24. 1. 20現在)

番号	要望項目	要望先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
13	福祉に関する基金の積み増し等と事業期間の延長について 【福祉保健部】	厚生労働省	○障害者総合福祉法が施行されるまでの間、障害者自立支援法の円滑な実施を図るために、障害者自立支援特別対策臨時特例基金特別対策事業の事業期間を延長し、基金の追加配分を行うなど所要の財源措置を講じること。 ○介護基盤整備の円滑な実施を図るために介護基盤緊急整備等臨時特例基金の当県への追加配分、又は従来制度である地域介護・福祉空間整備等交付金の復活など、所要の財源措置を講じること。	・平成23年度第4次補正において、115億円の積み増し及び平成24年度末まで期間を延長。 ・地域介護・福祉空間整備交付金を活用した支援を行う方向で、財務省と折衝中。
14	ふるさと雇用再生特別基金事業等の終了に伴う激変緩和への柔軟な対応について 【商工労働部】	厚生労働省	○本県における雇用環境は、リーマンショック以降改善傾向にあったが、先般の東日本大震災、円高等の影響もあり、10月の有効求人倍率は0.63倍と2ヶ月連続で全国平均を下回るなど大きく落ち込み、さらに県内製造業最大手企業の再編計画により年末に向けて大量の離職者が見込まれるなど、一段と県内の経済、雇用情勢の悪化が懸念されることであり、次の点に配慮すること。 ・重点分野雇用創造事業は、第3次補正予算において震災等緊急雇用対応事業の実施による基金の積み増し等の拡充が実施されたところであるが、県内製造業最大手企業の再編計画により大量離職者が見込まれている本県の特殊事情から、更なる雇用のセーフティネットを図るためにも、平成23年度に終了予定のふるさと雇用再生特別基金事業を補完する規模の基金の積み増しを重点分野雇用創造事業に行うこと。 ・また、同じく平成23年度で終了予定の緊急雇用事業は、平成23年度中に重点分野雇用創造事業の基金を早期に全額執行することが見込まれる場合は、緊急雇用事業の基金が活用できる取り扱いとされていることであり、この取り扱いを平成24年度に、重点分野雇用創造事業の基金が不足することが見込まれる場合に、23年度末で終了した後の緊急雇用事業の基金残額が活用できるよう柔軟な対応をすること。	・重点分野雇用創造事業の基金の積み増しは、平成23年度第3次補正後は措置されず。 (平成24年度当初計上なし) ・基金の取扱いの柔軟化(平成24年度に、重点分野雇用創造事業の基金が不足することが見込まれる場合に、平成23年度末で終了した後の緊急雇用事業の基金残額が活用できるよう柔軟な対応をすること)は、現時点では措置されていない。
15	高等技能訓練促進費支給期間の継続について 【福祉保健部】	厚生労働省	○母子家庭の母が就業に役立つ資格を取得することを目的に、養成機関で修学する場合に支給する高等技能訓練促進費については、国の経済対策により、修学期間の後半のみであった支給期間が全期間に延長されたことから、支給対象者は飛躍的に増加し、母子家庭の自立の促進に多大な成果を上げているところである。 ついては、平成24年度以降も引き続き全期間を支給対象とすること。	・平成23年度第4次補正で「安心こども基金」が積み増し(1,270億円)・延長されることになり、平成24年度の入学者について、修業全期間(上限3年)を支給対象とすることとなった。 ・支給額は月額10万円(住民税課税世帯は70,500円)
16	木造公共施設への整備支援について 【農林水産部】	農林水産省	○公共施設の木造化を進め、県産材の一層の需要拡大を図るため、市町村等が県産材を活用して建築する木造公共施設の整備費助成に係る予算額を拡充すること。 ○平成23年度森林整備加速化・林業再生事業(3次補正)の本県への予算配分について、十分配慮すること。 【国費50億円】	・木造公共施設の整備支援については平成23年度第4次補正で措置(国費71億円【本県内示額不明】) ・森林整備加速化・林業再生事業(第3次補正)の配分については平成23年12月19日の1次内示において国費で41億円が配分された(要望の81%)。
17	義務者不存在の廃止鉱山の鉱害防止事業の責務について 【生活環境部】	経済産業省	○義務者不存在の廃止鉱山の鉱害防止事業について、全て国の責任と負担において実施すること。	・休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金は例年並みに計上されたが、要望内容が実現していないので引き続き要望する。 ○休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 H24予算案 20.3億円 H23当初 20.9億円 - 採掘終了後の鉱山における坑廃水処理事業及び鉱害防止工事を実施する地方公共団体等に補助を実施。

国の施策等に関する提案・要望項目（結果調べ）

【平成23年12月20日実施分】

(H24.1.20現在)

番号	要望項目	要望先 (府省名)	提案・要望内容	国予算への反映状況等
18	文化庁メディア芸術祭地方展の鳥取県開催等について 【文化観光局】	文部科学省 (文化庁)	○平成24年度の文化庁メディア芸術祭地方展を鳥取県において開催すること。 ○第13回国際マンガサミット鳥取大会及び関連事業について、「地域発・イニシアチブ事業」等で支援すること。 ○まんがやアニメに関する地域文化育成・人材育成に関する取組に対し支援すること。 ○まんがやアニメの関連イベントの実施など、地域活性化の取組に対し支援すること。	○地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ H24予算案 32.2億円 ○メディア芸術の振興 H24予算案 11億円 ・支援対象など詳細は引き続き情報収集。
19	県・市共同設立公立大学に係る地方交付税措置について 【企画部】	総務省	○平成24年4月に鳥取県及び鳥取市共同設立の公立大学として生まれ変わらせる鳥取環境大学について、他の県立大学と同等の地方交付税措置を行うこと。	・現在、国において検討中。
20	国際航空路線等の拡充に伴うC I Q体制の確保について 【企画部】	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省	○地方における新規国際航空路線、国際チャーター便や外航クルーズ船の就航について、円滑な受入れを行うため、十分なC I Q体制の確保と空港、港湾への柔軟な配置を行うこと。	
<p>・もっとも体制強化が望まれた入管について、地方の空港・港湾対応に配慮が見られた。</p> <p>◇法務省（入国管理） 【人員】入国管理に係る人員が増（地方入国管理局増員要求183に対し、増員118、減員△60（純増58）） 【予算】地方海空港に係る出入国審査体制等の強化1.7億円（皆増） -現時点で人員配置、予算配分など詳細は明らかになっていない。</p> <p>◇財務省（税関） - 特記無し ◇厚生労働省（人・食品検疫） - 特記無し ◇農林水産省（動物・植物検疫） - 体制強化・充実とあるが詳細不明。予算上は減。</p>				
21	北朝鮮当局による拉致問題の早期解決について 【総務部】	内閣府	○松本京子さんをはじめとするすべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため、首相の強いリーダーシップの下、政府一体となり毅然とした取組を行い、現在のこう着状態の打開を図ること。	○拉致問題対策費 H24予算案 12億円 〈今年度と同額〉 ・拉致問題対策本部長（内閣総理大臣）からの「情報収集・分析・管理の強化」の指示を受け、更に広範な情報収集に重点。 ・引き続き問題の解決に向けて要望活動等を行う。